

過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

秋田県由利本荘市

令和5年9月一部変更

目 次

1 . 基本的な事項	1
(1) 由利本荘市の概況	1
自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
由利本荘市における過疎の状況	1
社会経済的発展の方向	4
(2) 人口及び産業の推移と動向	6
(3) 由利本荘市行財政の状況	8
(4) 地域の持続的発展の基本方針	10
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	14
(6) 計画の達成状況の評価	14
(7) 計画期間	14
(8) 由利本荘市公共施設等総合管理計画との整合	14
2 . 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針	15
(1) 現況と問題点	15
(2) その対策	15
(3) 計画	16
3 . 産業の振興	18
産業振興の方針	18
農林水産業の振興	18
地場産業の振興	18
由利本荘ブランドの創造	18
企業の誘致対策、起業の推進	18
商業の振興	18
観光又はレクリエーション	18
(1) 現況と問題点	19
農林水産業の振興	19
ア 農業の振興	19
イ 林業の振興	19
ウ 水産業の振興	20
地場産業の振興	20
由利本荘ブランドの創造	20
企業の誘致対策、起業の促進	20
商業の振興	20
観光又はレクリエーション	20
(2) その対策	21
農林水産業の振興	21
ア 農業の振興	21
イ 林業の振興	21
ウ 水産業の振興	21

地場産業の振興	2 2
由利本荘ブランドの創造	2 2
企業の誘致対策、起業の促進	2 2
商業の振興	2 2
観光又はレクリエーション	2 2
他市町村との連携	2 3
(3) 計画	2 4
(4) 産業振興促進事項	2 7
産業振興促進区域及び振興すべき業種	2 7
当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	2 7
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	2 7
4. 地域における情報化	2 8
地域における情報化の方針	2 8
(1) 現況と問題点	2 8
(2) その対策	2 8
(3) 計画	2 9
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	2 9
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	3 0
交通施設の整備、交通手段の確保の方針	3 0
国・県道の整備	3 0
市道の整備	3 0
公共交通対策	3 0
(1) 現況と問題点	3 0
国・県道の整備	3 0
市道の整備	3 0
公共交通対策	3 1
(2) その対策	3 1
国・県道の整備	3 1
市道の整備	3 1
公共交通対策	3 1
(3) 計画	3 2
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	4 2
6. 生活環境の整備	4 3
生活環境の整備方針	4 3
水道、下水道施設の整備	4 3
消防・救急・防災体制の整備	4 3
ごみ処理施設の整備等	4 3
快適な生活・居住空間の整備	4 3
(1) 現況と問題点	4 3
水道、下水道施設の整備	4 3
ア 水道施設の整備	4 3
イ 下水道施設の整備	4 3

消防・救急・防災体制の整備	4 4
ごみ処理施設の整備等	4 4
快適な生活・居住空間の整備	4 4
その他老朽化公共施設の管理	4 4
(2) その対策	4 5
水道、下水道施設の整備	4 5
ア 水道施設の整備	4 5
イ 下水道施設の整備	4 5
消防・救急・防災体制の整備	4 5
ごみ処理施設の整備等	4 5
快適な生活・居住空間の整備	4 5
その他老朽化公共施設の管理	4 5
(3) 計画	4 6
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	5 0
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	5 1
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	5 1
(1) 現況と問題点	5 1
高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	5 1
子育て環境の確保を図るための対策	5 1
障がい者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	5 1
地域等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	5 1
(2) その対策	5 2
高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	5 2
子育て環境の確保を図るための対策	5 2
障がい者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	5 2
地域等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	5 3
(3) 計画	5 3
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	5 5
8. 医療の確保	5 6
医療の確保の方針	5 6
(1) 現況と問題点	5 6
(2) その対策	5 6
(3) 計画	5 7
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	5 8
9. 教育の振興	5 9
教育の振興の方針	5 9
公立小・中学校の教育施設の整備及び学校教育の推進	5 9
図書館その他の社会教育施設等の整備等	5 9
(1) 現況と問題点	5 9
公立小・中学校の教育施設の整備及び学校教育の推進	5 9
図書館その他の社会教育施設等の整備等	6 0
市内外交流の推進	6 0

(2) その対策	6 0
公立小・中学校の教育施設の整備及び学校教育の推進	6 0
図書館その他の社会教育施設等の整備等	6 1
その他	6 1
(3) 計画	6 2
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	6 4
10. 集落の整備	6 6
集落の整備の方針	6 6
(1) 現況と問題点	6 6
(2) その対策	6 6
(3) 計画	6 7
11. 地域文化の振興等	6 8
地域文化の振興等の方針	6 8
(1) 現況と問題点	6 8
(2) その対策	6 8
(3) 計画	6 9
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	6 9
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	7 0
再生可能エネルギーの利用の推進の方針	7 0
(1) 現況と問題点	7 0
(2) その対策	7 0
(3) 計画	7 0
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	7 0
13. その他地域の持続的発展に必要な事項	7 1
その他地域の持続的発展に必要な事項の方針	7 1
(1) 現況と問題点	7 1
自然環境の保全及び再生	7 1
男女共同参画社会の推進	7 1
(2) その対策	7 1
自然環境の保全及び再生	7 1
男女共同参画社会の推進	7 1
(3) 計画	7 2
14. 過疎持続的発展特別事業	7 3

過疎地域持続的発展計画

1. 基本的な事項

(1) 由利本荘市の概況

自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア 自然的条件

由利本荘市は秋田県の南西部に位置し、北は秋田市、南はにかほ市、東は大仙市、横手市、湯沢市等に接し、県庁所在地である秋田市には20km～75kmの圏内である。

南に標高2,236mの秀峰鳥海山、東に出羽丘陵を背し、中央を1級河川子吉川が貫流して日本海に注ぎ、鳥海山と出羽丘陵に接する山間地帯、子吉川流域地帯、日本海に面した海岸平野地帯の3地帯から構成されている。

面積は、1,209.59km²(東西約32.3km、南北約64.7km)で秋田県の面積の約10.4%を占めている。

地目別では、山林が約904km²で74.7%、農用地が約128km²で10.6%、宅地は約25km²で2.1%となっている。

気象をみると、県内では比較的温暖な地域であるが、海岸地域から内陸高地までの標高差が大きく、平均気温は本荘地域で13.0、矢島地域で11.8、最深積雪は本荘地域で18cm、矢島地域で34cm(平均気温、最深積雪ともに令和2年数値)と、沿岸部と内陸部で気象条件が異なる。

イ 歴史的条件

幕末までは、亀田・本荘・矢島の3藩に分かれていたが、廃藩置県後、本荘県・亀田県・矢島県を経て、郡区町村編成法の制定により秋田県由利郡となり、当区域はこれに属していた。その後、明治22年の市町村制施行時のいわゆる明治の大合併、そして、昭和29年から31年までの昭和の大合併等の変遷により、現市の前身である1市7町(本荘市、矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町、鳥海町)の区域が決定している。

それから、約50年の年月を経て、平成の大合併により平成17年3月22日に1市7町による広域合併が行われ「由利本荘市」が誕生した。

ウ 社会的、経済的條件

本市の基幹産業である農業は、良質米の生産を中心とした稲作経営を主体に取り組んできたが、米価の低迷や農産物の輸入自由化などにより、厳しい農業経営となっている。

平成27年国勢調査における就業構造は、就業者総数38,878人のうち第1次産業11.1%(昭和60年比12.5ポイント減)、第2次産業30.6%(同6.3ポイント減)、第3次産業57.3%(同17.9ポイント増)で、農業を主とした第1次産業就業者人口は、近年の農業情勢に伴い著しく減少しており、社会経済の変化により第2次産業は微減、第3次産業は増加傾向が強まっている。

その中であって、地域内産業として新たな特産品の開発や、経済作物としての取り組みと地場産業の振興に努めている。また、本市には高等学校5校、県立大学等の教育機関が設置されており、産学官民の連携による各産業のさらなる発展が期待されている。

医療については、中心地域に総合病院が3箇所設置されているが、周辺地域では個人医院、診療所等が大部分のため、専門医療、総合診療については、中心地域の医療機関に依存している状況にある。

由利本荘市における過疎の状況

ア 人口等の動向

昭和30年代からの我が国の高度成長に伴い、農村から大都市への人口流出が始まったが、一方では、地方における人口が減少し、各地の山村には過疎という状況が生まれた。

本市においても例外でなく国勢調査の結果によると昭和35年から平成27年までの55年間で、29,105人の減少、率にして26.7%の減となっている。昭和35年から昭和40年の6.9%の減をピークに減少は鈍化し、昭和45年から昭和55年にかけてほぼ横ばい状態であったが、昭和

60年を境に減少傾向が続き、平成22年から平成27年では6.2%の減となっている。65歳以上の老年人口は昭和35年から平成12年に至るまで、国勢調査時毎に平均約20%で増加を続けていたが、平成17年度調査以降やや鈍化し、平成27年度調査においては前回調査比で7.0%増加となっている。逆に、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口においては減少を続けている。特に平成22年、平成27年を比較すると、年少人口が14.1%の減、生産年齢人口が11.0%の減であり、また、平成27年調査時点の総人口における高齢者の比率は過去最高の33.1%となっており、少子・高齢化の進行が深刻化している。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の将来人口は減少を続け、令和7年68,644人、令和12年62,857人となっている。

イ これまでの対策、現在の課題、今後の見通し

昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、過疎地域の指定を受けた地域（平成17年の市町合併により全域指定）において、人口の過度の減少防止、住民福祉の向上、就業の場の確保、生産基盤・生活基盤の整備等地域振興策を積極的に講じてきた。

移住・定住については、平成27年度に担当部署を新設し、移住希望者の掘り起こしと共に「無料職業紹介所」の開設や、地元不動産業者と連携し、働く場と住まいの確保などを支援している。また、関係機関との連携により、移住による新規就農、起業、全国的にも事例の少ない事業承継等を実現してきた。今後は、新たな生活様式により地方に関心を寄せる「関係人口」の創出に向け、地域課題や地域資源をテーマにした取り組みを地域一丸となって推進し、本市との関わりを深化させることで、将来的な移住・定住に繋げることが求められる。

地域間交流の促進については、交流人口の拡大は、地域の賑わいの創出や地域経済の活性化といった効果が期待されることから、地域資源を活かした国内外の友好都市との交流事業に加え、県立大学をはじめとした地域連携協定締結を活かした多様な交流活動を実践しており、今後さらに、学園都市としての強みを活かした産業、観光、地域活性化に結びつく取り組みの継続が必要となる。

市民が、互いに学び、つながり合う場を設けるなどの人材育成研修を実施し、若い人財の発掘や地域リーダー・キーパーソンの育成を推進してきた。それらの市民が、地域課題解決のためのアイデアを実行に移すまでの支援体制の強化が必要となる。

産業の振興については、基幹産業である農林業の育成と高生産性の確立を目指し、地域の個性を活かすとともに、創意工夫を引き出しながら、ほ場整備や大規模園芸施設、加工流通施設の農業基盤整備のほか、畜産経営の環境整備、林業経営のための林道・作業道の整備など、ハード事業のみならずソフト事業を含む総合的な事業を推進してきた。

本市の農業は、水稻や畜産を中心に経営されてきたが、農業従事者の高齢化や後継者の減少などから地域農業構造が著しく弱体化しているとともに、農畜産物の価格低迷や産地間競争の激化に伴う需給の不均衡化、農畜産物の環太平洋連携協定(TPP)などによる関税の撤廃や削減など、一段と厳しい環境にあることから、高品質・良食味米の生産推進や、本市に設置された「あきた総合家畜市場」を最大限活用し、飼養規模の拡大や畜産に係る外部サービスを推進しながら、地域ブランド「秋田由利牛」の一層の振興を図る必要がある。

林業経営についても、林業従事者の大半が兼業で高齢化が進んでいることに加え、材価の低迷が続いており依然として厳しい環境にある。本市の有する豊富な森林資源の有効利用を図るため適切な森林施業と林道、作業道網の整備を促進するとともに、森林エネルギー資源化についても推進する必要がある。

水産業については、海面、内水面ともに安定した漁業の振興のため、稚魚放流事業を継続して水産資源と安定的な漁獲量の確保に取り組むとともに、道川漁港、松ヶ崎漁港、西目漁港の整備を実施した。

漁業経営は零細で、漁獲量の減少、漁価の低迷など厳しい状況に置かれている。今後、つくり育てる漁業の定着と漁業資源確保に努めながら経営の近代化や担い手の確保を図るとともに、観光・物産と連携した付加価値の高い漁業を推進する必要がある。

観光の振興については、市内の観光施設の整備を進めるとともに、各種イベントの開催や観光PRを実施している。今後も、観光を重要な産業と捉え、国指定史跡鳥海山をはじめとする本市の豊富な資源と魅力を活かした体験・滞在型観光や、グリーンツーリズムの推進のための施設整備に努めるとともに、農商工連携により地域産業の活性化につなげる必要がある。

併せて、働き方改革で注目されている観光地やリゾート地でテレワークなどを行うワーケーション事業の推進を図るため、観光地や施設の整備に取り組む必要がある。

道路については、日常生活や経済基盤など、社会生活の基礎となるものであることから、道路や橋りょう、交通安全施設等、重点施策として積極的な整備を行ってきた。住民の生活圏は広域化しており、安全で利便性に優れた交通基盤の整備が求められている。加えて、国道、日本海沿岸東北自動車道、主要地方道の整備促進と併せ、本市内外との広域ネットワークの確立に努める必要がある。

情報通信については、情報格差の是正や高度情報化時代への対応のため、高速通信ネットワーク施設や移動通信用鉄塔施設の整備を進めるとともに、テレビ難視聴地域解消を含めたCATV（ケーブルテレビ）の整備等を実施してきた。飛躍的な高度情報化の基盤づくりが進展するなかで、情報通信基盤は、産業・福祉・教育・観光等あらゆる分野において必要不可欠となっており、情報通信基盤の整備促進や地域情報化対策の推進が今後さらに必要である。

公共交通については、JR羽越本線、第三セクター方式による由利高原鉄道(株)鳥海山ろく線、国道を主要路線とした路線バスがあり、沿線住民の通院・通学等生活路線として活用されているが、特に鳥海山ろく線や路線バスについては利用者の減少により厳しい経営状況が続いており、また、JR羽越本線においても秋田新幹線への接続ダイヤの充実や高速化が求められている。今後はさらなる要望活動と、利用促進・利便性の向上に努めるとともに、コミュニティバスの運行や乗り[違い]交通事業の導入により住民のニーズに対応した交通手段の確保を図る必要がある。

生活環境の整備については、上水道・簡易水道は、浄水場整備や配水管の布設替・新設、貯水槽設置、配水池整備等の実施により、水道水の安定供給に対応してきた。現在、簡易水道は上水道に統合しており、今後は水道事業として計画的に整備を図っていく。

また、下水道は、公共下水道事業・集落排水事業の整備を計画的に実施し、快適な居住環境づくりや公共用水域の水質保全に努めてきたところである。令和2年度で整備区域の拡大を終了し、今後は処理区の統廃合や老朽化した施設等の改修及び更新により、処理の効率化を図る。

ごみ処理については、それぞれの地域や一部事務組合において、最終処分場の建設、ごみリサイクル施設やごみ収集施設の整備のほか、一般廃棄物処理場調査・建設等を実施するとともに、分別収集の推進と併せ、環境の保全に努めてきたが、今後は最終処分場整備等のハード事業だけでなく、美化運動、ごみの減量化、分別収集等への意識啓発等、ソフト事業についても推進する必要がある。

消防については、常備消防の消防自動車、救急自動車の計画的な更新整備と、非常備消防の消防ポンプ積載車の計画的な更新整備や有蓋防火水槽の設置工事等を実施するとともに、地域防災の要となる消防団との連携のもと、住民の生命と財産を守るため活動してきたところである。今後も火災予防や防災意識の向上を図り、引き続き市民の協力を得ながら広大な面積を確実にカバー出来るよう、施策の充実に努める必要がある。

高齢者福祉については、生活支援ハウスや特別養護老人ホームの運営、介護老人福祉施設やデイサービスセンター、ケアハウス、高齢者住宅の整備を進め、総合的な老人福祉サービス機能の充実が図られてきたが、今後さらに進行する高齢化に伴い、多様化する市民のニーズに対応出来るよう、民間活力の導入など、福祉施策の充実に努める必要がある。

児童福祉については、子どもの健全な遊び場確保のため放課後児童健全育成事業を充実させ、一時預かり保育や休日保育、延長保育等の実施により、多様化する保育需要に対応してきたが、少子化が進むなか、今後さらに保育環境整備に努め、安心して子どもを産み育てられる地域づくりを進めていく必要がある。

医療の確保については、市内の総合病院等から遠隔に位置する山間部等において、診療所改修や、計画的な医療機器の充実等を実施し、高齢化などに伴う疾病構造の変化に対応する体制を整えてきた。今後はさらに、地域医療の充実と救急医療体制の強化を図り、すべての人が生涯にわたり健康で安心して暮らせる環境づくりを進める必要がある。

教育文化の振興については、学校施設の改修や給食施設整備、スクールバスの更新、小中学校へのコンピュータ整備のほか、体育館・体育施設の整備、公民館や地区集会施設の建設・改修、公園整備等を実施し、児童生徒の教育環境の整備や市民が体力増進や交流活動へ気軽に参加できる機会の充実、スポーツを楽しむ環境整備が図られてきた。今後はさらに、情報化、国際化の進展に対応した教育環境の充実を推進するとともに、老朽化が進む学校施設等の計画的な改修や整備、情報教育、教科指導での ICT 活用、校務の情報化により教育の質向上に努める必要がある。

地域文化の振興については、各地域の歴史文化遺産の調査・保存・活用に取り組むとともに、民俗芸能伝承館「まいーれ」を拠点として、民俗芸能の保存・継承のための環境整備に努めてきた。今後はさらに、市民の文化財保護意識の啓発に努め、民俗芸能や伝承行事を主体的に保存・継承する人材の育成を図るとともに、国指定史跡「鳥海山」などの鳥海山文化遺産の他、多くの有形・無形の文化遺産を市民共有の財産として、保存・活用に取り組む必要がある。

集落の整備については、分譲宅地造成や集落活性化促進に必要な様々な事業等を実施し、地域住民の要望への対応や、人口対策に努めてきたが、今後は人口減少による地域コミュニティの低下や生活の安定、安全性の確保のため、施策の充実に努める必要がある。

再生可能エネルギーの利用の推進については、自然に恵まれた本市にとって、再生可能エネルギーを活用した新たな産業基盤は可能性のある産業分野であることから、利用可能エネルギーの調査・検討を十分に行い、利用について推進する必要がある

その他地域の持続的発展に関し必要な事項については、出張所改築、オープンデータ公開事業、各種イベント等を実施してきたが、今後は産学官民が一体となり、行政主導型から自主的なコミュニティ活動による市民主体型のまちづくりを進める必要がある。

このような中、全国有数の広い面積を持つ本市のまちづくりは、充実した高度情報通信基盤のもとで、豊かな自然の恵みを受けた地域の基幹産業である農業をはじめ、林業、水産業を守り育てるとともに、商工業や観光の振興、さらに県立大学を通じた内外の活発な交流により、多くの人々が集い、市民一人ひとりが安心して暮らすことができる希望にあふれ、優しい由利本荘市を目指し、住民と行政の協働によるまちづくりを推進していく必要がある。

社会経済的発展の方向

ア 産業構造の変化

本市の産業構造を産業別就業者比率で見ると、平成 27 年国勢調査においては、第 1 次産業就業者人口が 11.1%、第 2 次産業就業者人口が 30.6%、第 3 次産業就業者人口が 57.3%となっており、第 2 次、第 3 次産業に従事する人口が全体の約 88%を占めている。昭和 35 年国勢調査においては、第 1 次産業の就業人口が 63.0%であり、平成 27 年と比較すると 50 ポイント以上も減少している。しかし、市の面積 1,209.59km²のうち山林と農用地が 85.3%を占めている地域であり、現在も基幹産業は農業で、あきたこまち・ひとめぼれ等の良質米生産を中心とした稲作経営が主体となっている。

第 2 次産業、第 3 次産業については、昭和 35 年と比較するとそれぞれ増加しているが、特に第 2 次産業については、昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて大幅な伸びを見せている。これは、電気機械を中心とするハイテク産業の集積による工業の発展によるもので、農業の機械化等による余剰就業人口を吸収した結果であるが、平成 7 年及び 12 年の調査においては景気の低迷等により横ばいで推移していたものの、平成 17 年の調査では製造拠点の海外移転などの影響により減少している状況

にある。さらに、平成22年の調査時点では、リーマンショックの影響もあり、さらに減少が進んでいる。また、第3次産業については、昭和年代においても順調な伸びを見せていたが、特に平成年代に入ってから伸びが顕著で、平成22年国勢調査では55.6%、平成27年国勢調査では57.3%を占めるまでになっている。これは、大規模小売店やコンビニエンスストアなどの進出、あるいは観光などのサービス産業の発展や老人介護施設の開業などによるものである。

今後の産業構造は、基幹産業である農業や林業、水産業の第1次産業については、後継者不足や海外からの輸入農産物が増大している影響等により、就業者人口が減少するものと予想される。また、第2次産業についても、地域経済が回復基調であるものの、人口減少の影響で就業者不足が見込まれており、第3次産業は、更なる老人介護施設の開業や鳥海山をはじめとする観光の振興やサービス業の進展等により増加が予想されている。このような予想のもと、社会情勢を十分に考慮しながら、各産業がバランスよく発展できるような施策を積極的に展開する必要がある。

イ 経済的な立地特性

経済的な立地特性としては、広域合併により誕生した市であり、大別すると、沿岸地域と山間地域に分かれ、気候や産業構造などに地域差がある。沿岸地域で市の中心部である本荘地域は、合併以前の本荘市由利郡の中心部であり、公的機関・高等教育機関・医療施設・商工業等の集積している地域で、経済の中心となっており、他の地域からは、通勤・通学・買い物などあらゆる面で、日常的に本荘地域へ人が流れてくるという特性を持っている。

基幹産業である農業は、米価の低迷や農作物の輸入自由化等の社会経済情勢の変化とともに農業所得が年々減少している状況にある。

工業については、古くから電気機械を中心とするハイテク産業の集積した地域であり、県内においては製造品出荷額等の多い地域でもある。以前から農工が一体となって発展してきたが、新卒者の減少の影響から企業が必要としている人材の確保に大きな影響が生じており、魅力ある企業づくりや雇用の場の創出を図るなど、労働力の確保が喫緊の課題となっている。

商業についても景気動向に大きく左右されるほか、インターネット及び通信販売などを活用したショッピングやコンビニエンスストアの店舗展開、商業圏の広域化による買い物客の他地域への流出の影響から、従来から地域に密着している小売店にとっては厳しい現状となっており、後継者の問題など将来の事業継承が難しい状況にある。

ウ 発展の方向性

本市には、ほぼ放射状に6本の一般国道と日本海沿岸東北自動車道が走っており、県内外との広域交流エリアの核に位置している。この優位性を最大限発揮しながら、国指定史跡鳥海山をはじめとする恵まれた観光資源を十分に活用した商品の開発や観光客への情報提供の充実など、受け入れ態勢の整備を進めるとともに、現在進めている鳥海山・飛鳥ジオパーク等により、にかほ市や山形県酒田市、遊佐町とも連携しながら、広域的周遊型観光を目指す。

また、県外からの交流人口の拡大を目指し、日本海沿岸東北自動車道やアクセス道路の整備促進を図り、交通ネットワークの整備・拡充を推進する。

農林水産業については、鳥海山の気象条件や地域資源を最大限に活かした農林水産物の生産拡大を図るとともに、市と民間団体が取り組む加工品開発、販売拡大の推進、間伐等森林施業の集約化などによる秋田杉の効率的な生産体制の確立、漁港の整備などを進める。

また、秋田県立大学や本荘由利産学共同研究センターのコーディネート機能を活かした様々な連携を進めるとともに、当地域に集積する電子部品・デバイス産業の強化はもとより、ものづくり産業の成長分野への参入促進、生産性向上や高付加価値化、起業・創業の促進を図る。

さらに、これらの産業集積の優位性を活かし、さらなる若者の県内就職・定着促進を図るため、地

元企業がより身近になる機会を提供するとともに、魅力ある快適な住環境の向上を図る。

(2) 人口及び産業の推移と動向

人口の推移と今後の見通し

本市の人口は、表-1(1)に示す通り、昭和35年から平成27年までの55年間に29,105人(26.7%)減少している。合併以前の1市7町の人口動態の状況は地域によってまちまちであり、過疎地域の指定を受けていない市町が3団体あったが、合併後の市全域では大幅な減少となっている。減少率の推移を見ると、昭和35年から昭和50年まで減少を続けていたが、昭和50年以降昭和60年までの10年間は若干の増加に転じ、その後平成2年には再び減少に転じ、以降減少傾向が続いている。年齢構成別では出生率の減少が顕著で、0歳から14歳までの子どもの数が、昭和35年と平成27年を比較すると30,668人の減(-78.2%)と大幅に減少している。また、15歳から64歳の生産年齢人口についても、少子化により減少を続けているが、反面、65歳以上の人口については21,554人の大幅増(+442.3%)となっており、少子高齢化の進行が顕著となっている。

今後の本市における人口を推計すると、令和7年には68,644人まで減少することが予想されているが、平成27年に策定した由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」では、最重要課題を「人口減少に歯止めかける」ことととらえ、国内外から人と財が集まる地域価値「由利本荘ブランド」の創造と必要な生活機能を確保し、自立のための地域基盤を培い地域の活性化を図る観点から圏域全体が一体となって地域格差のない均衡ある発展を目的とし、生活環境の整備や福祉、教育、文化の充実など総合的なまちづくりを進め、産業集積の強靱化と雇用創出、総合的な移住・定住促進に取り組む事で、若年層を中心に人口の定着を図る。

産業の推移と動向

昭和35年と平成27年の産業別就業者人口を比較してみると、昭和35年には第1次産業が63.0%を占め断然トップで、次いで第3次産業23.7%、第2次産業13.2%となっていたものが、50年間の時代経過とともに産業構造も大幅に変化し、平成27年には第3次産業がトップで57.3%を占め、次いで第2次産業が30.6%、第1次産業が11.1%となっている。

本市の基幹産業は、今も昔も農業であることに変わりはないものの、昭和30年代から40年代にかけての我が国の高度経済成長、農業の機械化の進行、米の生産調整など国の政策により、日本全体の産業構造が大きく変化したことに伴って、本市の産業構造も大きく変化している。本市においては、この年代に電気機械を中心とする工業の発展、さらには、商業やサービス業の発展により、第1次産業の就業者人口が第2次、第3次産業の就業者へと移動し、農工商が一体となった産業構造となっていた。

その後平成年代に入り、バブル経済の崩壊に伴い経済の低迷が続くなか、農業については農産物の輸入自由化や米価の下落などにより後継者難に陥るなど低迷を続けている。

令和2年度に入り、全ての産業で新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、特に飲食業、観光宿泊業においては大変厳しい情勢である。

このような状況を踏まえながら、基幹産業である農業については、米以外の畜産・野菜・果樹・花卉・シイタケ等の特用林産物などとの複合経営を基本としながら、地域ブランド「秋田由利牛」の振興など地元特産物の販売拡大による農家の所得向上を図り第1次産業の充実を図る必要がある。

第2次産業については、県立大学を含めた産学官金連携による新たな起業の創出や製品開発に努めるとともに、企業誘致に全力を注ぎ若者の雇用確保と定住環境の整備を図る必要がある。第3次産業については、本市の持つ多くの観光資源を最大限活用した観光の振興に取り組み、首都圏などの企業にも働きかけワーケーション事業を推進し、観光の産業化を図る必要がある。

表 1 - 1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 109,032	人 94,029	% 13.8	人 95,489	% 1.6	人 89,555	% 6.2	人 79,927	% 10.8
0 歳 ~ 14 歳	39,219	20,445	47.9	17,966	12.1	11,280	37.2	8,551	24.2
15 歳 ~ 64 歳	64,935	64,912	3.5	62,347	4.0	54,011	13.4	44,556	17.5
うち 15 歳 ~ 29 歳 (a)	25,649	21,271	17.1	14,458	32.0	13,340	7.7	9,322	30.1
65 歳以上 (b)	4,873	8,658	77.7	15,154	75.0	24,197	59.7	26,427	9.2
(a) / 総数 若年者比率	% 23.5	% 22.6	-	% 15.1	-	% 14.9	-	% 11.7	-
(b) / 総数 高齢者比率	% 4.5	% 9.2	-	% 15.9	-	% 27.0	-	% 33.1	-

表 1 - 1 (2) 人口の見通し (国立社会保障・人口問題研究所による推計平成 30 年 3 月推計)

区 分	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年
総 数	人 68,644	人 62,857	人 57,193	人 51,506
0 歳 ~ 14 歳	6,893	5,594	4,811	4,117
15 歳 ~ 64 歳	34,462	30,597	27,366	23,622
65 歳 ~	27,789	26,666	25,016	23,767

(3) 由利本荘市行財政の状況

行政の状況

平成17年3月22日に、1市7町の合併により由利本荘市が誕生してから15年を経過し、新たな行政機構のもと、合併前の旧市町地域には総合支所が設置されており、これは行政区域が広大であることから、地域住民への行政サービスを低下させないため、また、住民の要望をくみ取り市政に反映させることを目的としている。

総合支所は地域の基本的な自治活動を担い、地域特性を踏まえた住民サービスを実現するうえで大きな期待が寄せられている。また、市内全域を対象としたケーブルテレビの敷設が完了し、これら高度情報通信基盤の利用を進めることで、行政区域が広大であることの弊害を解消することはもとより、住民が必要とする情報を適時双方向に送受できる情報化の環境が構築され、情報発信のうえでも大きな効果がみられる。

今後、市行政改革大綱に基づき、事務事業の見直しを進めるとともに、効率的で効果的な組織機構により住民サービスの低下を招かないよう、由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」、定住自立圏構想等の各種計画を十分活用しながら市民と一体となった行政運営を進めていかなければならない。

財政の状況

市の財政は財政力指数が令和元年度決算で0.336と自主財源に乏しく、地方交付税、国県支出金、地方債に大きく依存している。

令和元年度決算では、実質公債費比率が10.0%から10.7%に増加し、標準財政規模の減少や大型事業の償還が始まることなどの影響が出てきている。一方、これまで取り組んできた行財政改革などにより、経常収支比率は93.5%と対前年度比0.9%の減となった。しかしながら、依然高い水準で推移しており、弾力的に運用できる一般財源は、わずか6.5%、約18億円である。

また、市財政の基幹となる地方交付税は、令和2年10月の国勢調査人口が基礎数値となることから、人口減による減額も予想され、今後さらに厳しい財政運営が迫られることが想定される。

より一層の経常経費削減をはじめ、既存事業の必要性、有効性、費用対効果などの観点から抜本的な見直しを図るなど、行財政改革を加速させるとともに、豊かな資源を活用した産業振興を促進し、地域経済の活性化を図っていかなければならない。

こうしたことから、過疎地域持続的発展対策においても、地域にとって必要な事業を精査して効率的かつ効果的に実施することが求められる。

表 1 - 2 (1) 市町村財政の状況

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	52,791,675	50,993,439	48,738,297
一般財源	34,454,187	33,864,163	31,141,324
国庫支出金	7,598,387	5,271,866	5,678,302
都道府県支出金	3,959,924	3,669,267	3,995,615
地方債	5,446,300	5,513,000	4,156,300
うち過疎対策事業債	215,400	851,100	1,702,700
その他	1,332,877	2,675,143	3,766,756
歳出総額 B	50,513,704	48,047,606	46,703,027
義務的経費	24,400,936	21,902,404	21,236,997
投資的経費	9,611,725	7,049,026	7,102,424
うち普通建設事業	9,243,542	7,809,035	6,453,224
その他	16,501,043	19,096,176	18,363,606
過疎対策事業費	865,298	2,296,965	2,447,464
歳入歳出差引額 C (A - B)	2,277,971	2,945,833	2,035,270
翌年度へ繰越すべき財源 D	451,828	124,784	357,571
実質収支 C - D	1,826,143	2,821,049	1,677,699
財政力指数	0.341	0.328	0.336
公債費負担比率	-	18.0	18.8
実質公債費比率	18.8	11.5	10.7
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	89.0	89.1	93.5
将来負担比率	177.7	119.6	107.9
地方債現在高	73,766,444	70,123,589	69,337,609

公共施設の整備状況

公共施設等の整備状況は、地域住民の日常生活において最も身近な社会資本である市道において、改良率、舗装率ともに 6 割を超える整備がなされてきたが、今後は旧市町間を結ぶ市道の整備が急務となっている。

また、日本海沿岸東北自動車道へのアクセス環境の整備が市の産業経済発展のうえで不可欠である。

生活環境施設は、下水道の面整備は終了し、今後は施設の維持管理に向けた施設の更新、改築を進める必要がある。また、ごみ処理施設は、焼却施設等の老朽化が著しいことや、最終処分場の埋立容量が逼迫していることから、(新)ごみ処理施設の建設が必要となっている。

福祉施設は、少子高齢化の進行が予想され、保育所等の整備が十分ではなく計画的な施設の整備が必要となっている。教育文化施設においては、学区の再編に伴い統合も視野に入れながら小中学校の整備を図らなければならない。また、市の中核的な体育施設の老朽化と機能低下が著しいことから、大規模改修の早期実施が必要となっている。

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元年度末
市町村道 (m)	1,736,932	1,865,032	1,991,732	2,074,257	2,081,128
改良率 (%)	34.4	52.7	63.1	68.3	69.2
舗装率 (%)	29.0	53.1	63.8	70.0	70.2
農 道					
延 長 (m)	-	-	-	98,679	89,010
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	54.4	51.3	52.5	-	-
林 道					
延 長 (m)	-	-	-	338,541	327,180
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	9.7	6.7	6.2	-	-
水道普及率 (%)	93.1	97.3	98.4	98.6	99.7
水洗化率 (%)	4.5	18.1	63.6	75.4	90.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	29	25	25	21	21

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市は、平成 17 年 3 月 22 日に、1 市 7 町（本荘市、矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町、鳥海町）の広域合併により誕生した新しい市である。合併以前の市町の中で本荘市、岩城町及び西目町を除く 5 町が過疎地域の指定を受けていたが、合併後においても、人口の減少率等から勘案するとみなし過疎地域に該当することから本計画を策定するものである。

これまでも由利本荘市は、住民が豊かに健康で、快適な生活が出来るように懸命の努力を重ねてきた。平成 27 年度には、由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」を策定し、「人口減少に歯止めをかけること」を最大の課題とし、その戦略方針を「国内外から人と財が集まる地域価値「由利本荘ブランド」を創造する」としている。その戦略的な施策事業として、産業集積の強靱化と雇用の創出をはじめ、生活環境の充実を軸に総合的な移住・定住促進に全力で取り組むこととしている。

また、同じく策定した定住自立圏構想では、都市機能を有し商工業が盛んな中心地域である本荘地域と、農林水産業が盛んで、多様な歴史、文化に富み、観光資源が豊富で特色のある周辺 7 地域が、それぞれの特性を生かして連携することで将来にわたり住み続けられる地域づくりを目指し、遠隔地受診システムの導入など地域格差を解消するための事業を展開しているところではあるが、毎年千人を超える人口減少が続いており、特に、出生率の減少が続く等、少子高齢化の進行が大きな課題となっており、過疎化の進行に歯止めをかける状況には至っていない。

このような状況を打破し、活力あふれる地域の再生のため、由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」及び、定住自立圏構想に基づく事業実施に加えて、過疎地域持続的発展特別事業を有効に活用し持続可能な地域社会の形成を目指す取り組みが必要である。

特に、医師確保対策等の地域医療の充実が本市の課題でもあることから、将来の地域医療を担う人材の確保対策として、医師確保対策奨学金貸与事業や医師研修資金貸与事業等により、卒業後の市内勤務等を条件とした医学部等への進学支援など医師確保に努めるほか、緊急通報システム整備、外出支援サービス事業等により、高齢者等の安全・安心を図り、公共交通対策、老朽公共施設対策、社会基盤の長寿命化のための調査や安らぎを与える公園整備を行うための方針策定を行いながら、単に環

境整備にとどまらない地域の自立に努める。

住民がこれからも住み続けられるよう、烏海診療所改修事業、寄附講座事業や救急救命士養成事業等を活用した地域医療の確保対策、水道及び地域再生計画等を活用した下水道施設の整備、道路整備を含む公共交通の充実を重点項目と位置づけ、安心して快適な生活環境充実を図り、観光資源等の地域資源を最大限活用して地域の価値を高めながら、広域な市として必要な行政運営を行い、自己責任、自己決定のできる自立した市を目指す。

「人と自然が共生する 躍動と創造の都市」をまちの将来像に掲げ、5つの基本政策のもと地域の持続的発展に向けたまちづくりに取り組み、市民の安全・安心・快適な生活環境の向上と市の成長・発展の実現を図るものである。

力強い産業振興と雇用創出

地域産業の振興は定住人口の増加と地域の活性化につながり、新たなまちづくりを実現する「原動力」となることから、グローバル化する社会経済情勢を見据え、世界を意識しながら、地域特性を活かす力強い産業振興と雇用創出を目指す。

そのため、個人や中小企業が新しいビジネスにチャレンジ（挑戦）する意欲を高め、市内外から第二創業や起業にチャレンジ（挑戦）する人財、資金、情報、斬新なビジネスアイデアの集積を図るとともに、雇用創出に向けた事業環境の構築と積極的な就労支援により、市民も移住希望者も「働きやすい由利本荘市」を目指す。

また、県の製造業全体を牽引する本市の電子部品・デバイス関連産業に加え、新分野に参入する地域企業の取り組みの戦略的な支援、県立大学と本荘由利産学共同研究センターを中心に産学官金連携や企業間連携、異業種間連携を深化させ、新たな地域産業の創造により、ものづくり産業の集積と強靱化を図る。

農業においては、国内外の消費動向分析を行い、戦略性を持って競争力の高い地域ブランド商品の開発、生産、販路開拓に取り組む「攻めの農業・畜産業」を目指すとともに、農業の持つ国土保全機能の強化に向けて、営農組織の法人化と優良農地の拡大を進めながら、持続可能な農業の発展に向けた取組を図る。

林業においては、森林施業の効率化に向けた生産基盤の整備と計画的な植栽・保育・間伐により、安定した林業経営を促進するとともに、優良秋田杉や地場産材の販路・用途の拡大を図ることにより、多面的な公益的機能を有する森林資源の保全を図る。

水産業においては、つくり育てる漁業のための基盤整備を進め、資源の確保・増殖による長期的な漁業経営の安定化を図る取組を積極的に実施する。

観光においては、「地域そのものが最大の観光資源である」という認識のもと、本市独自の体験型観光（ツーリズム）の開発と情報発信力の強化を中心に、交通体系（2次アクセス）の充実、観光交流拠点の整備、由利高原鉄道（烏海山ろく線）の活用に加えて、さらに、新たな観光資源としても大きな魅力を持つ烏海ダムを活用などを進め、国内外から選ばれる「滞在型観光地」を目指す。

安全・安心・快適な定住環境の向上

将来にわたり、本市最大の地域資源である豊かな自然と美しい景観を継承していく中で、利便性と安全性を備えた快適な生活空間を形成し、定住者と移住者の増加につなげる「環境共生社会」を目指す。

そのため、豊かな自然環境の保全・活用に向けて、バイオマスタウン構想と3Rの一層の普及、化石燃料に依存しない再生可能エネルギーを含む地域エネルギー資源の利活用により、市全体で資源循環型社会の形成と地球温暖化防止を推進するとともに、市民、地域、関係機関そして国内外の協力を得て、貴重な歴史的・文化的景観や農村・農景観という「ふるさと由利本荘を伝える景観」の保全に

努める。

快適な住環境の整備においては、産業、雇用、商業、観光、教育、医療・福祉などの都市機能集積の充実による「にぎわい拠点」の創出を官民一体となって取り組み、良質かつ安全な住環境の形成や上下水道などの生活基盤整備を総合的かつ計画的に推進し、定住地として快適な住環境の向上を図る。

また、本市の成長・発展に不可欠な「人・もの・情報」の流れを活性化させる社会インフラの強化に向けて、日本海沿岸東北自動車道の全線開通を含む幹線・生活道路網の充実、鳥海ダムの建設促進、鉄道やバスによる地域間・地域内交通体系の充実、情報通信基盤の高度化、効果的な雪対策を推進する。

さらに、風水害、地震、噴火などの自然災害に備えるため、地域内のつながりをより一層強め、拠点施設・避難施設・防災設備の整備・更新を計画的に推進するとともに、災害時の被害の軽減(減災)、犯罪や交通事故の未然防止に向けて、市民一人ひとりが、安全意識の高いまちづくりを目指す。

笑顔あふれる健康・福祉の充実

少子高齢社会を迎えた本市では、子どもを産み育てやすいまちづくりと、健康長寿社会を形成していくことが重要な課題ととらえ、市民自身の意欲と地域の絆を大切にしながら、「ひとりがみんなのために」「みんながひとりのために」という互いに支え合い、助け合う共助の考えを基本に、市民の笑顔があふれる健康・福祉のまちづくりを目指す。

そのため、市民一人ひとりが生涯にわたって心身の健康管理力を身につけるよう、市民自身の健康意識を高めるとともに、本市の疾病特性に応じた効果的な健康増進対策を推進するとともに、生活の安心感に不可欠な医療の充実に向けて、産婦人科の維持と診療科目の充実、救急医療体制の強化、少子高齢社会に備えた地域完結型医療体制の一層の充実を図る。

また、「子どもが主人公(チルドレンファースト)」を基本方針に、周産期から思春期を通してすべての子育て家庭への支援を地域や関係機関と連携して進め、子どもたちが家族と地域に見守られて健やかに成長できる子育て支援の充実を推進する。

超高齢社会において最も重要な「健康寿命の延伸」を目指し、正しい生活習慣の定着と、生きがいづくりにつながる社会参加や地域支え合い活動の普及を推進し、また、援助の必要な人が必要な支援を利用できるよう、地域全体で認知症予防や介護予防を進めるとともに、本市独自の地域包括ケアシステムの強化を図る。

障がい者福祉の充実を図るため、リハビリテーションとノーマライゼーションを基本理念に、幼少期から高齢期までそれぞれのライフステージにおいて、障がいや病気にかかわらず、本人の意思を尊重する暮らしを支える総合的・継続的な支援体制を充実するとともに、企業、学校、関係団体、地域との連携を図る。

市民一人ひとりに「共に生きる」意識の普及を図るとともに、誰もが参加しやすいボランティア活動の拡充により、地域の絆を活かす地域福祉活動の充実を図り、また、国の社会保障制度の持続的な運用に向けて、市民一人ひとりのきめ細かな状況を把握し、適正な給付と負担の実施に努める。

ふるさと愛を育む次代の人づくり

社会経済情勢がますますグローバル化する時代を迎え、新しい時代を生きる子どもたちが個性と創造力を伸ばすことのできる学社連携の教育環境を形成するとともに、市民一人ひとりの見識・技能・経験をあらゆる領域で存分に発揮することのできる生涯学習社会の形成とスポーツ立市を目指す。

そのため、幼児期から青少年期にかけて一貫した教育理念のもと、子どもたちが「ふるさと愛」を育み、新しい時代をたくましく生き抜く力と「知・徳・体」を身につけられるよう、学校、家庭、地域の連携による一人ひとりを大切にする教育を推進する。

生涯学習の推進においては、一人ひとりが生涯にわたって能動的に学び続け、身につけた学習成果

をあらゆる分野で地域や社会のために活用する生涯学習社会の形成を推進するとともに、様々な活動を通じた幅広い交流の中から、地域文化の継承や新たな文化の創造、地域の発展に寄与する指導者や地域リーダーの育成を図る。

スポーツ立市の推進においては、スポーツ基本法の理念に基づき、「する」「観る」「支える」スポーツの振興に取り組み、地域において、主体的に協働することによりスポーツを身近に親しむことができるように、スポーツ環境の総合的な整備を図るとともに、市民のライフステージに応じた生涯スポーツ活動の推進を図る。

また、学校と地域における子どものスポーツ機会の充実を目指し、ジュニア期からのスポーツ競技力の向上、指導者等の充実を図り、スポーツ立市の実現に向けて、健康で元なまちづくりを推進する。

市民主役の地域づくりと市政経営

市民主体の意欲的な地域づくり活動は、魅力あふれるまちづくりに大きな効果が生み出されることから、すべての領域で市民が能力を存分に発揮する環境づくりと、市民主役の地域づくりを進め、協働のまちづくりを実践しながら、市民満足度の高い市政経営を目指す。

そのため、市民一人ひとりが、互いを尊重する意識を高めるとともに、あらゆる分野・組織において性別、年齢、国籍などにかかわらず参画できる機運の醸成に努め、市民の能力を存分に発揮できる男女共同参画社会を推進する。

また、国内外の友好都市との交流事業をより一層深めるとともに、団体や市民レベルの多様な交流を発展させながら、交流活動を通じて得られた知見やネットワークを活かし、次代を担う人材の育成を図るとともに、市民一人ひとりが「自分のふるさとを守り、子どもたちに受け継いでいく」という意識を持ち、住民自治への意識啓発とリーダー育成や、まちづくり協議会による地域課題への取り組みなど、行政との適正な役割分担に基づく、住民自治のまちづくりを進めていく。

さらに、「市民目線の市政経営」を基本に、市民と民間の力を積極的に活用し、常に時代の先を見据えたまちづくり政策を展開し、行政職員の課題解決力、チーム力、現場力の向上に取り組み、効率的で効果的な行政サービスの提供を推進しながら、「最少の経費で最大の効果」を発揮するため、「選択と集中」による戦略的な施策事業の実施を始め、自主財源の確保、負担の公平化に取り組み、財政の健全化を図る。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

人口に関する目標

人口減少の抑制（5年間の人口減少率の縮小）	
現状値 （平成27年度から令和2年度）	目標値 （令和2年度から令和7年度）
6.5%	6.5%未満

財政力に関する目標

実質公債費比率	
現状値 （令和元年度）	目標値 （令和7年度）
10.7%	13.8%

(6) 計画の達成状況の評価

本計画の達成状況については、本市総合計画や総合戦略また定住自立圏共生ビジョンにおいて行われる、毎年度の所管職員による内部評価に加え、外部有識者で構成する「施策等効果検証委員会」等においてそれぞれ効果検証を行うなど、PDCAサイクルを導入したうえで、各目標の達成状況などの確認を行い、次年度計画に活用する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 由利本荘市公共施設等総合管理計画との整合

由利本荘市公共施設等総合管理計画（以下、公共施設等総合管理計画という）では、公共施設等の管理にあたり、市全体として最適化を図るため、地域性を尊重しつつも、ブロック化等を検討しながら、集約化・複合化を見据え、効果的に公共施設等を維持管理するため、3つの基本的な方針を定めている。

過疎地域持続的発展の取り組みにおいても、新たに公共施設を設置する際には、集約・複合化を検討しながら必要最小限とし、既存施設の有効活用や整備、民間活力の活用を基本とする。

公共施設等総合管理計画の基本方針は以下のとおりである。

基本方針

施設数、面積を減らし、限られた財源で使えるものは使う。20年後には棟数25%、面積21%の縮減を目指す。

新規の建物は、集約・複合化を検討しながら、必要最小限とし、既存の建物については、可能な限り民間への譲渡を進める。

市民生活に影響を与えないように配慮しながら、将来的に更なる縮減を目標に、「のこす」「こわす」「まとめる」で分類する。

なお、過疎地域持続的発展計画に係る施設の整備等の方針については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する方針に整合している。

2 . 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

産業集積の強靱化による就労機会の拡大と併せ、都市部を中心とした県外からの移住や、「関係人口」の拡大と継続的な関わりの構築、学校卒業者の地元就職を促進する。

友好都市との交流に加え、市内で行われるグリーンツーリズム等に関して、広く情報提供するなどの支援を図り、誘客を促進して交流人口の増加に努める。

広域な市で各地域により自然・文化が異なることから、地域の枠を超えて住民間の交流を進めることで、相互理解を深め住民の融和に努める。

さらに、国内外都市との交流により、地域産物の振興や視野の広い国際感覚を身につけた人材の育成に努める。

(1) 現況と問題点

地域産業を支える人材の確保

本市の経済を牽引する地域産業が継続的に発展していくためには、それぞれの産業を支える人材の確保が必要不可欠である。

しかしながら、景気回復に伴う全国的な雇用状況の改善や、若者を中心とした人口流出が進行する中、地元企業、特に中小企業においては人材の確保が難しくなっている。人口減少に歯止めをかけるためにも、産業集積の強靱化による就労機会の拡大と併せ、県外からの移住や若者の地元就職につながる取り組みを強化する必要がある。

地域間交流の促進

本市は、合併以前の各市町において、福島県いわき市、長野県佐久市、香川県高松市の3市と友好都市締結をしており、合併以後に友好都市締結をした香川県丸亀市を含め、4市と文化、観光及び物産面で交流を続けており、「交流の芽」事業を利用した小学生による交流事業等も行われている。

近年では、グリーンツーリズムの実施や二地域居住に向けたツアーなどが行われており、民間やNPOが主体となった動きが出てきていることから、交流に必要な観光や居住に関する情報を提供する体制づくりが必要となっている。

人材育成

市民相互に社会参加や世代間交流、体験活動への参加意識の高揚を図ることは、地域活力をはじめ、コミュニティづくりの根元となっている。産業・福祉・教育・文化等諸分野における交流活動を推進するため、交流場所の整備や指導者をはじめとする人材育成が必要である。

また、地域の教育力を低下させないためにも、放課後子ども教室や地域未来塾などによる児童・生徒の健全育成を進めるとともに学校・家庭・地域が連携した子育て支援体制づくりが必要である。

本市の自然や歴史、伝統文化など豊かな資源を活かしながら小中学校間の交流やふるさと教育を推進するとともに、各分野のネットワークの整備を行い情報の共有化に努め、市民の融和と交流を促進するイベントの創出を図り地域住民の参加を促し、人材の育成を図る必要がある。

(2) その対策

地域産業を支える人材の確保

- 1) 本市移住サイト及び都市部における独自イベントの開催による移住希望者等の掘り起こし、無料職業紹介所による「仕事」の紹介と斡旋、地元不動産事業者と連携した「住まい」の情報提供を柱に個々のニーズに応じたサポートを行う。

- 2) お試し移住体験住宅等複合機能施設「ここわき」や由利本荘サテライトオフィスを活用した就労体験、地域交流など、滞在体験型の取り組みを地元企業や自治会、団体と連携して行うことで本市との関わりを深化させる。
- 3) 定住自立圏構想により生活圏域を共にするにかほ市と連携し、情報交換を図りながらイベント等の共同開催やパンフレットの作成などを行い、本地域の暮らしや働く場の魅力について広域的にPRする。

地域間交流の促進

- 1) 関係団体と連携し、観光情報の効果的な提供や地域産物の売り込みを行い、誘客を促進する。
- 2) 友好都市・姉妹都市等と歴史・文化・スポーツなどの地域資源を活かした交流を推進する。
- 3) 国際化時代にふさわしい地域づくりを進めるため、外国語を併記した案内板の設置や外国人に配慮した行政サービスの提供に努める。
- 4) 日本語教室などの学習機会の充実を図るとともに、国際交流団体等の活動支援に努める。

人材育成

- 1) 各分野においてネットワークを構築し、特徴あるイベントを創出するほか、住民の融和と市内外の交流創出を図り地域住民参加による人材の育成を促進する。
- 2) 市民が、互いに学び、つながり合う場を設けるなどの人材育成研修の実施などによる、若い人材の発掘を図る。
- 3) 市民が、地域課題解決のためのアイデアを実行するための支援体制の構築を図る。

対策の目標

移住者数	
現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度から令和7年度累計)
57人	321人

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	移住・定住促進事業(ソフト) 学卒者地元就職促進事業(ソフト)	由利本荘市 由利本荘市	
	(2) 地域間交流			

	地域間交流事業（ソフト）	由利本荘市
	国際交流事業（ソフト）	由利本荘市

3 . 産業の振興

産業振興の方針

過疎地域の自立に向けて地域社会に活力をもたらすには、地域の担い手となる若者等に対して魅力ある就業の場や、安定した収入を提供することが重要である。

本市は、日本海や鳥海山など、多彩な自然環境、貴重な歴史・文化遺産や温泉など豊富な観光資源に恵まれていることから、これらと特色のある農林水産物を連携させた取り組みや、体験・滞在型観光を推進していく。

また、企業、秋田県立大学及び本荘由利産学共同研究センターと協力して「産・学・官・金」の連携を強め、既存電子デバイス産業の振興を図りながら、輸送機関連産業など新たな成長産業分野の開拓も推進する。

農林水産業の振興

基幹産業である農業の担い手確保対策として、新規就農し易い環境づくりに努めるなど農業後継者の育成を図るとともに、林業においては森林の保全に有効となる環境整備を進める。また、漁業振興のため、漁港整備等を行いながら、水産資源の安定を図る。

地場産業の振興

地域で採取された農林水産物を利用するなどした民芸品の周知を図りながら、特色のある地場産業の振興を図る。

由利本荘ブランドの創造

農林水産業の経営体質強化に向け、農林漁業者自らがブランド化や地域特産品の開発に取り組むなど、付加価値を付け所得向上を図る。

また、伝統工芸品や文化、自然等の地域資源・観光資源を首都圏や海外などに情報を発信し、域外への売り込みの拡大を図る。

企業の誘致対策、起業の推進

産学官金連携を利用した企業支援や人材育成を図り、雇用の場の創出となる企業誘致や新分野への進出、起業に必要な情報収集や技術提供などの支援を推進する。

商業の振興

商工会と一体となった活動を行い、起業、創業支援のほか経営の近代化や後継者の育成について必要な支援を講じる。

観光又はレクリエーション

国指定史跡鳥海山をはじめとする恵まれた観光資源や特色のある地域農産物を十分に活用し、他地域と連携した周遊型観光を構築し、特産品の販路拡大を図りながら、働き方改革で注目されている観光地やリゾート地でテレワークなどを行うワーケーション事業の環境整備と、体験・滞在型観光の推進のための施設整備に努めるとともに、農商工連携により地域産業の活性化を図る。

(1) 現況と問題点

農林水産業の振興

ア 農業の振興

本市の基幹産業は農業であり、あきたこまち、ひとめぼれ等良質米生産を中心とした稲作経営を主体に取り組んできた。しかし、最近、生産物の安全性や品質など、多様化する消費者ニーズに対応した生産と供給が求められている。

また、農業経営を取り巻く環境は、米価の低迷、農作物の市場開放などにより、厳しい状況となっている。それに伴い、後継者不足、農業従事者の高齢化などから、農家数は年々減少の一途をたどっており、農業活力は低下傾向となっている。

こうしたことから、米以外の作目として、野菜・果樹・花き・秋田由利牛等のブランド化、産地化を更に推進し、複合経営の確立が急務となっている。

また、生産基盤の整備や担い手の育成を推進するほか、生産体制の充実を図るとともに、農協等との連携のもと、農業所得の向上につながる低コスト化を推進しながら農産物のブランド化、付加価値の高い農産物の開発、地産地消の促進など、消費者のニーズに合った市場価値の高い農産物の形成を図る必要がある。

表2 - 1(1) 農家数等の推移(農林業センサス)

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
専業	戸数(戸)	372	384	340	337	462	617	794
	割合(%)	4.2	4.8	4.9	6.1	9.3	14.0	21.5
第1種兼業	戸数(戸)	2,542	1,670	1,612	939	761	807	543
	割合(%)	29.0	21.0	23.1	16.8	15.3	18.4	14.7
第2種兼業	戸数(戸)	5,866	5,895	5,035	4,301	3,752	2,975	2,363
	割合(%)	66.8	74.2	72.0	77.1	75.4	67.6	63.8
合計(戸)		8,780	7,949	6,987	5,577	4,975	4,399	3,700

表2 - 1(2) 農業粗生産額と生産農業所得(生産農業所得統計)

		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成20年
農業粗生産額(百万円)		24,183	25,987	22,647	19,667	15,250	15,150	14,540
内訳	耕種	18,905	20,773	18,519	17,373	13,140	13,130	12,390
	耕種のうち米	16,032	17,790	14,913	14,067	10,230	10,260	9,750
	畜産	5,264	5,290	4,123	2,291	2,100	1,990	2,140
生産農業所得(百万円)		13,471	12,267	12,143	9,545	5,900	6,500	6,860
効果1戸当たり(千円)		1,436	1,397	1,528	1,366	932	1,027	1,084
耕地10ha当たり(千円)		96	87	86	69	43	48	51

現在は市町村ごとの数値について公表されていない。

イ 林業の振興

本市の山林面積は約904km²で、総面積の74.7%を占めている。林業経営は、他産業との兼業で行われているが、木材価格の低迷や従事者の高齢化などにより、厳しい現状にある。

しかし、森林の持つ国土保全、水資源涵養等、多面にわたる公益的機能を高度に発揮させることは重要課題であり、所有者の管理意識の高揚を促進することが急務となっている。

このため、林道・作業道などの生産基盤の整備を図りながら、松くい虫防除など、地域森林資源の保全と育成に取り組むとともに、良質の秋田スギ材の生産・流通を推進することが必要である。

また、木質バイオマスエネルギーとして間伐材や伐根、枝葉等の林地残材を活用し、木材産業活性化の促進を図る必要がある。

ウ 水産業の振興

海岸部に4つの漁港を有し、沿岸漁業に取り組んでいるが、小規模経営がほとんどで、漁獲量の減少や後継者不足への対応が課題である。

このため、漁協等の関係機関と連携し、放流事業などによる漁業資源確保を図りながら、漁港や河川等の生産環境の整備を行い、海面、内水面ともに安定した漁業の振興に努める必要がある。

地場産業の振興

本市の地場産業は、先に述べた農林水産業のほかは民芸品の製造など生産規模としては小規模のものが多く、生産量もそれほど多くないことから、生産者の高齢化と後継者不足が課題となっている。豊かな資源を生かした地場産業の振興を図りながら、循環型社会に対応した新たな産業の育成が必要である。

由利本荘ブランドの創造

本市には、農産物をはじめとした高品質な産品が多く存在するが、地域内消費が主なため生産者の所得向上に繋がっていない。

このため、首都圏等域外の販路拡大を目指し、生産から流通販売に至るまで一体的に取り組む必要がある。

企業の誘致対策、起業の促進

本市の工業については、電子部品・デバイス製造を中心とするハイテク産業の集積により発展してきた地域であり、県内においては製造品出荷額等の多い地域となっている。

若者の定住促進やさらなる雇用の場の確保が求められており、県立大学（システム科学技術学部）や本荘由利産学共同研究センターなど産学官金の連携により、人材の確保や育成に努めながら既存企業の振興とともに起業・創業の促進や企業誘致に取り組む必要がある。さらに企業間の技術・従業者交流を促進し、地元労働力の確保と雇用の場の拡大による工業全体の振興を強化する必要がある。

商業の振興

本市の商業については、中心部に中核機能を有する商店街が形成されているほかは、各地域とも小規模小売店が点在している状況である。

大型小売店やコンビニエンスストアの進出、インターネット及び通信販売などを活用したショッピングの普及により、従来からある小規模小売店の経営を圧迫し、事業所数も年々減少している。

また、既存小売店の多くは、新たな経営投資の抑制、経営者の高齢化、流通形態の変化、後継者不足なども相まって、厳しい経営状況に置かれている。

このような総体的に厳しい状況のなか、経営の近代化や消費者のニーズに対応した経営の改善、後

継者の確保・育成、商店街組織の拡充・支援、経営指導の強化、地域組織の連携による活性化などが必要となっている。

観光又はレクリエーション

本市には、国指定史跡鳥海山を核として、子吉川や日本海の美しい自然、それに各地の史跡・名勝など他に誇れる観光資源が数多くあるなかで、一体的な整備は行われておらず、小規模観光地が点在している。

豊富な観光資源は大きな可能性を秘めており、この資源を最大限に活用しながら体験・滞在型観光の推進、観光ルート開発をはじめとする観光拠点ネットワーク形成の充実を図る必要がある。

また、現在「鳥海ダム」の建設が行われており、ダム湖や法体園地など鳥海山周辺を活用したアウトドア拠点として計画の策定が必要であり、これまでになかった新たなアクティビティの創出が求められている。

(2) その対策

農林水産業の振興

ア 農業の振興

- 1) 認定農業者や経営組織の育成を図り、技術習得、研究、生産活動の支援等を充実する。
- 2) 新規就農者の受け入れ環境の整備や生産効率の向上に向けた農地流動化の支援を行う。
- 3) 農地中間管理事業を推進し、農地の集積・集約化を支援する。
- 4) 農業・畜産関係基金等の活用により、生産者支援や人材育成等に努める。
- 5) 農地、農道、ため池などの整備を図り、農業生産基盤の近代化・強化を促進し、優良農用地の確保に努める。
- 6) 農地の有効利用を図るため、県立大学など試験研究機関及び技術指導機関との連携を強化し、多様な地形、気象条件を活かした特産作物の生産を推進する。
- 7) 食生活や食習慣の変化等を踏まえ、「食」や「農」を知り、触れる機会の拡大に努めるとともに、学校給食や公共施設での地場農産物の活用や直売施設のネットワーク化を促進し、食育と地産地消の一体的な推進により、地域の農業振興を図る。
- 8) 農協等との連携のもと、稲作と両立して市場価値の高い特産物の振興や販路の拡大を図るとともに、野菜・果樹・花き・秋田由利牛などの産地ブランドの確立や付加価値の高い農産加工製品の開発を促進する。
- 9) 良質な飼料の自給体制を確立し、技術者養成等により低コスト生産技術の向上を図り、繁殖農家と肥育農家の連携による地域内一貫体系の確立と一大産地化を推進する。

イ 林業の振興

- 1) 森林資源の活用を図るため、植栽・保育・間伐による優良秋田スギ材の生産に努める。
- 2) 松くい虫等病虫害防除対策を進め、森林の保全対策を充実する。
- 3) 森林施業の効率化と安定化を図るため、林道・作業道の計画的な整備に努める。
- 4) 木質バイオマスエネルギーとして間伐材や林地残材の活用を図る。
- 5) 木材を利用した公共施設等の整備を図る。

ウ 水産業の振興

- 1) 第一種漁港の整備促進を図る。
- 2) ガザミ・マダイなどの放流により、育てる漁業の充実を図る。
- 3) アユ・コイ・イワナ・ヤマメなどの稚魚の放流により、安定した内水面漁業の振興を図る。

地場産業の振興

- 1) 地元で受け継がれている御殿まりや刺し子等の民芸品の後継者育成の支援に努める。
- 2) 産業振興を促進するための計画策定や、バイオマスを活用した製品の製造施設を設置又は建築支援を行うなど、地域資源を活用した循環型社会の形成を推進する。

由利本荘ブランドの創造

- 1) 食品スーパー等のバイヤー招聘によるブラッシュアップ指導を通して、市内に埋もれている産品の掘りおこしやブランドアップを図り、首都圏で売れる商品づくりを推進する。
- 2) 首都圏等連携協定先における「由利本荘まるごとフェア」やふるさと納税返礼品の試食販売等により「由利本荘ファン」づくりと情報発信の強化を図る。
- 3) 首都圏での販売実績のある事業者との取引を強化し、市産品取扱いの定番化を推進する。
- 4) 由利本荘まるごと売り込み推進協議会を核として地域商社との連携及び協調を図りながら、本市産品の販路拡大を目指し外貨獲得の加速化を図る。
- 5) 伝統工芸品や特産品などについては、市の売り込みツールとしてSNS等を活用した情報発信を充実させながら体制づくりを探る。

企業の誘致対策、起業の促進

- 1) 新規立地企業等の情報収集に努めるとともに、雇用拡大につながる企業誘致を推進する。
- 2) 市内企業の健全経営を支援しながら、高齢者をはじめ、余剰労働者が就業できるような就労条件の整備を促し、雇用機会の拡大に努める。
- 3) 本荘由利産学共同研究センター等と連携を図り、地域企業の新技術習得や新製品開発への支援を充実する。
- 4) 由利本荘市商工会等と連携を図り、新規創業やベンチャー企業への支援に努める。
- 5) 官民連携による「一番堰まちづくりプロジェクト」を進め、さらなる地域の活性化や雇用の場の創出を図る。

商業の振興

- 1) キャッシュレス決済導入補助による消費者の利便性の向上や、イベント開催補助等により商店街の活性化を促進する。
- 2) 商業経営の体質強化を図り、商工業者への経営指導や資金貸付・利子補給などの支援の充実に努める。
- 3) 後継者の確保・育成のために、若手経営者の活動支援と情報交換の機会づくり等商工会と一体になってその充実に努める。

観光又はレクリエーション

- 1) 山・川・海の豊富な自然を活用し、体験型・滞在型の観光レクリエーション拠点として公園やスキー場の整備を推進する。
- 2) 市内の観光拠点を結ぶルート整備を進めるとともに、効果的な観光案内板の設置など観光案内の機能の充実に努める。
- 3) インターネットの活用により観光情報提供の充実に努め、観光パンフレットやガイドマップを作成し多様な観光ニーズへの対応に努める。
- 4) 道の駅をはじめとする観光施設の情報ネットワーク化によって、適時な観光地情報の提供に努める。

- 5) 新たな観光イベントの企画や広域連携によるイベントの創出を図るとともに、新しい特産品の開発を支援する。
- 6) ワークーションなど新たな観光スタイルに対応する環境整備と施設整備や機能の充実を図る。

他市町村との連携

産業の振興の対策においては、産学官金連携による地域産業の振興、鳥海山・環鳥海を軸とした観光振興、高付加価値農業導入をはじめとした取り組みなど、周辺自治体との連携に努める。

対策の目標

製造品出荷額等	
現状値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
1,971億円	2,327億円

表2-2(1) 市内総生産の推移(秋田県市町村民経済計算年報) 単位:百万円

		平成12年	平成17年	平成22年	平成24年	平成30年
第一次産業		9,548	9,078	7,233	9,339	8,189
内 訳	農 業	8,692	8,585	5,869	7,965	6,438
	林 業	765	440	1,297	1,319	1,702
	水 産 業	91	53	67	55	49
第二次産業		96,766	86,231	57,468	52,395	88,952
内 訳	鉱 業	3,205	3,870	3,045	3,928	985
	製 造 業	49,935	48,265	36,817	33,334	69,538
	建 設 業	43,626	34,096	17,606	15,133	18,429
第三次産業		191,342	190,247	183,665	185,331	170,961
内 訳	電気・ガス・水道業	6,730	5,731	5,529	5,072	7,944
	卸売・小売業	28,034	24,338	22,774	23,315	19,014
	金融・保険業	9,730	10,391	8,198	7,510	8,495
	不動産業	41,094	43,074	39,781	40,065	32,352
	運輸・通信業	14,252	12,440	11,194	12,082	11,027
	サービス業	45,760	47,502	50,238	50,238	52,367
	政府サービス生産者	40,427	40,421	40,199	39,227	29,085
	対家計民間非営利サービス生産者	5,315	6,350	5,752	7,822	10,677
小 計		297,656	285,556	248,366	247,065	268,102
(控除) 帰属利子等		8,456	8,754	-	-	-
輸入品に課される税・関税等		-	-	-493	-108	-1,229
合 計		289,200	276,802	247,873	246,957	266,873

表 2 - 2 (2) 工業の就業者及び出荷額（工業統計調査：従業者 4 人以上）

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
事業所数	253	196	166	150
従業者数（人）	9,197	7,543	7,185	7,489
出荷額（万円）	15,791,865	14,283,674	11,444,622	12,322,294
	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	
事業所数	148	141	139	
従業者数（人）	7,156	7,572	7,905	
出荷額（万円）	11,632,735	22,021,946	19,706,781	

製造品出荷額等

（3）計画

事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農 業	経営体育成基盤整備事業 松ヶ崎地区（本荘）	秋 田 県	負担金
		経営体育成基盤整備事業 小板戸地区（矢島）	秋 田 県	負担金
		経営体育成基盤整備事業 平根第二地区（鳥海）	秋 田 県	負担金
		経営体育成基盤整備事業 笹子地区（鳥海）	秋 田 県	負担金
		ため池等整備事業 岩城芹沢地区（岩城）	秋 田 県	負担金
		ため池等整備事業 大内地区（大内）	秋 田 県	負担金
		ため池等整備事業 滝ノ沢地区（大内）	秋 田 県	負担金
		ため池等整備事業 枯木第一地区（鳥海）	秋 田 県	負担金
		ため池等整備事業 郷具地区（鳥海）	秋 田 県	負担金
		ため池等整備事業 寺田沢第 2（由利）	由利本荘市	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業（西目地区）	秋 田 県	負担金
		基盤整備促進事業 境・倉地区（東由利）	由利本荘市	
		土地改良施設維持管理適正化事業 本荘地域	土地改良区	補助金
		土地改良施設維持管理適正化事業 岩城地域	由利本荘市	拠出金
土地改良施設維持管理適正化事業 大内地域	土地改良区	補助金		

	土地改良施設維持管理適正化事業 東由利地域	土地改良区	補助金
林業	草地林地一体的利用総合整備事業 草地改良 A=60.0ha 森林病虫害防除対策事業 伐倒駆除、地上散布、樹幹注入等 森林整備地域活動支援交付金	由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市	
(2)漁港施設	治山事業 山地・斜面保全	由利本荘市	
	本荘漁港整備事業 航路・泊地浚渫 松ヶ崎漁港整備事業 航路・泊地浚渫 道川漁港整備事業 航路・泊地浚渫 西目漁港整備事業 航路・泊地浚渫 道川漁港水産物供給基盤機能保全事業 施設の長寿命化 西目漁港水産物供給基盤機能保全事業 施設の長寿命化 道川漁港水産物加工処理施設整備事業 荷さばき所建設 西目漁港水産物加工処理施設整備事業 荷さばき所・トイレ建設	由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市	
(3)経営近代化施設			
農業	尿運搬用バキューム車 1台 矢島地域 機能強化事業 東由利堆肥センター施設環境整備 大内有機センター施設環境整備 ゆり高原ふれあい農場 水道設備機能改善	由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市 由利本荘市	
林業	地域木材利活用振興事業 (移動式チップパー 1式)	民間	補助金
(4)地場産業の振興			
加工施設	牛乳処理施設増設 矢島地域 牛乳処理施設車庫建設 矢島地域	由利本荘市 由利本荘市	
流通販売施設	東由利地場産業センター整備事業	由利本荘市	

(9) 観光又はレクリエーション

観光案内看板整備事業	由利本荘市
観光誘導看板	由利本荘市
矢島スキー場改修整備事業	由利本荘市
設備改修、ゲレンデ改修、備品購入	由利本荘市
花立牧場公園整備事業	由利本荘市
公園施設改修	由利本荘市
青少年旅行村整備事業	由利本荘市
外壁の塗装	由利本荘市
ゆりの里交流センター大規模改修事業	由利本荘市
木柵修繕、外壁修繕	由利本荘市
天鷲郷施設整備事業	由利本荘市
天鷲村・天鷲城改修	由利本荘市
花立地区ウッドチップロード整備事業	由利本荘市
L=3,000m	由利本荘市
はーとぼーと大内関連施設整備事業	由利本荘市
施設修繕、備品更新	由利本荘市
休養宿泊施設「鳥海荘」大規模改修工事	由利本荘市
除雪機更新、施設改修	由利本荘市
道の駅「岩城」関連施設整備事業	由利本荘市
機械設備更新、露天風呂改修工事	由利本荘市
黄桜温泉「湯楽里」維持管理補修事業	由利本荘市
施設修繕、備品更新	由利本荘市
ぱいんすば新山修繕事業	由利本荘市
温泉井揚湯ポンプ入替オーバーホール、設備修繕	由利本荘市
鶴舞温泉修繕事業	由利本荘市
冷温水器、ボイラー更新、温泉設備修繕	由利本荘市
法体園地改修事業	由利本荘市
施設改修	由利本荘市
羽後本荘駅周辺整備事業	由利本荘市
駅前広場 A=6,000 m ² 、駅東広場 A=2,400 m ²	由利本荘市
都市公園遊具長寿命化事業	由利本荘市

一部
負担金

(11) その他

大内有機センター屋根張替	由利本荘市
大内畜産センター草地管理機械更新(4機種)	由利本荘市
農林水産物、加工品等の由利本荘ブランドの確立事業(ソフト)	由利本荘市
首都圏等への販路拡大と流通体制の強化事業(ソフト)	由利本荘市
官民一体による推進協議会の連携事業(ソフト)	由利本荘市
ため池廃止事業(ソフト)	由利本荘市

	花き園芸管理棟・園芸ハウス ハウス解体、敷地整地（ソフト）	由利本荘市
	鳥海山・環鳥海を軸とした観光振興事業 ガイド育成、プロモーション戦略、コンテンツ開発（ソフト）	由利本荘市
	木育推進事業（ソフト）	由利本荘市

（４） 産業振興促進事項

産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間
矢島地域、岩城地域、 由利地域、大内地域、 東由利地域、鳥海地域	製造業、情報サービス業 等、農林水産物等販売 業、旅館業	令和３年４月１日～ 令和８年３月３１日

当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（２）その対策および、（３）計画のとおり

（５） 公共施設等総合管理計画等との整合

産業の振興に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

農業畜産振興施設については、合併前から特定の団体個人が維持管理しているものが多く、譲渡を原則に協議していく。

道の駅・温泉施設については、維持補修に多大な経費を要することから、計画的な改修・修繕を行っていく。

観光施設であるキャンプ場については、合併前に整備したコテージ等が多くあることから、ニーズに合った維持管理を行う。

スキー場については、人口減少等により利用客が減っていることから利用状況を考慮した施設の維持管理に努める。

4 . 地域における情報化

地域における情報化の方針

市内全域に整備された光ファイバ等情報通信網やCATVを活用し、緊急時の迅速な情報伝達を確立することはもちろん、電子申請の拡充など日常生活における利便性の向上を進め、情報化の推進による格差是正を図りながら、教育、産業の振興、安全・安心・便利な市民生活の実現を図る。

広域な市の行政運営を効率的に行うために、道路、水道等の社会資本のデータを一元的に管理することが可能なGISの機能の充実・拡充及びオープンデータの公開を図り、行政だけでなく住民も利用可能な体制を整える。

(1) 現況と問題点

本市においては、光ファイバ等情報通信網やCATVなどが県内でも最も進んでいる地域であるという特性を活かしながら、地域の生活情報・産業情報などの受発信や各分野における情報化の推進が必要である。

移動通信については、携帯電話が急速に普及し、防災連絡やコミュニティ通信には必要不可欠な通信機器となっており、不感地域の解消による、安定した通信環境を確保するための基盤整備が必要である。

ふるさとに誇りを持ち、自らふるさとづくりへの主人公となり、行政としての役割、地域住民としての役割を認識しながら、持続的発展に向けてまちづくりを推進する必要がある、そのためには、的確な情報の提供と行政需要の把握に努め、ソフト事業や市民総参加での市政の展開を推進することが重要である。

このようななか、すでに運用中であるGISで管理する業務を拡張し、様々なデータの管理を可能にして、即座に検索・利用できる環境づくりを進め、二次利用が可能な行政データのオープン化により、住民生活の利便性の向上を図る必要がある。

(2) その対策

光ファイバ等情報通信網を活用し、電子申請の実施等、地域情報化を促進する。

携帯電話の不感地域の解消を図るため、情報通信基盤整備を進め、格差是正に努める。

学校教育や生涯学習などにおける情報教育の充実を図り、高度情報化社会に対応できる、専門的な知識や技術を持った人材を育成する。

教育・福祉・産業等の各分野における情報利用ネットワーク化を広域的に促進する。

広報紙、ホームページ、SNS、各種刊行物による広報や市政懇談会、行政モニタリング、各種アンケート調査による広聴を充実させる。

ボランティア・NPOの人材育成、活動支援、情報提供等を行い、共助組織の設立も視野に入れた、住民の自主的活動の運営基盤を強化する。

GISの仕様等を拡張して業務の効率性の向上に努めるほか、WEB-GISや二次利用が可能な行政データのオープン化により住民に提供するデータを拡充するなど、市役所内外での利便性の向上に努める。

対策の目標

各分野におけるデータ公開	
現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
24件	42件

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展施策 区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1)電気通信施設等 情報化のための施設			
	通信用鉄塔施設	移動通信鉄塔施設整備事業 大内2基、東由利3基、鳥海2基	由利本荘市	
	有線テレビジョン 放送施設	CATVセンター放送設備更新事業	由利本荘市	
	その他情報化のた めの施設	公衆無線LAN設備整備事業	由利本荘市	
	(3)その他			
		統合型時空間GIS整備	由利本荘市	
		オープンデータ公開事業(ソフト)	由利本荘市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

地域における情報化に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

5 . 交通施設の整備、交通手段の確保

交通施設の整備、交通手段の確保方針

広域な面積を有する本市において、市内を放射状に伸びる国道を中心に、それに接続する県道及び市道を整備することで、通勤・通学などの市民生活の利便性の向上を図る。

また、日本海沿岸東北自動車道の早期整備を強く働きかけ、その早期完成を促進することで、他地域との交流と物流を円滑にし、産業の振興を進める。

国・県道の整備

国・県道を整備することで、移動に係る時間を短縮し、緊急時の対策の充実を進めるためにも、各地域を放射状、環状につなぐこれらの道路の早期整備を目指す。

市道の整備

通勤・通学など生活に必要な道路の安全を確保し、安心して便利な市民生活を図る。

本市の市道実延長は約2,081キロメートルで、令和元年度末での改良済延長が、約1,440キロメートル、改良率69.2パーセントである。

今後も、市道の改良整備を図り、令和7年度までに改良率70%を目指す。

さらに、道路や橋梁の長寿命化修繕計画を策定し、予防保全の促進を図る。

また、道路除排雪の機械整備、施設の充実を図り冬期交通の確保を図る。

公共交通対策

羽越本線や鳥海山ろく線などの鉄道やバス路線について、利用しやすいダイヤ編成や運賃軽減策などの実現を求めていくとともに、必要に応じてコミュニティバスの運行や乗り[違い]交通事業の導入を検討するなど、通勤・通学や通院、買い物など、市民生活の向上に資する公共交通環境の構築を図る。

(1) 現況と問題点

国・県道の整備

本市は、秋田県の南西部に位置し、北は秋田市、南はにかほ市、東は大仙市、横手市、湯沢市等に接し、県庁所在地である秋田市には、20km～75kmの圏内である。

本市の道路網は、日本海沿岸東北自動車道と、ほぼ放射状に6本の一般国道が走っており、日本海沿岸を縦走する国道7号と、主要国道3路線(国道105号、107号、108号)が中心部で主要地方道及びそれぞれの地域間を結ぶ市道と連結して形成されており、一般国道6路線の市内延長は172,421mに及んでいるが、狭隘で改良を要する箇所も多く存在する状況である。

また、日本海沿岸東北自動車道に接続するアクセス道路、地域内幹線道路網の整備拡充により、交通・物流などの地域間交流が、今後益々拡大することが予想されている。

国・県道とも通勤、通学、産業等地域経済の主要路線であり、防雪柵、歩道等の安全施設と併せて、バイパス化による利便性の向上など、道路改良整備を働きかける必要がある。

市道の整備

市民生活、産業活動に密接に関わる市道について改良舗装等の整備に努めてきた。今後は、国・県道へのアクセスをスムーズにするとともに、交通の安全確保、景観に配慮した道路・橋梁・街路灯・街路樹の整備、除雪体制の強化など、快適な道路環境整備が大きな課題である。

表3-1(1) 道路現況 (道路現況調書) (令和2年3月31日現在)

		路線数	実延長 (m)	改良済延長 (m)	舗装済延長 (m)	改良率 (%)	舗装率 (%)
国 道		6	183,332	172,090	183,332	93.9	100.0
日本海東北自動車道		1	32,229	32,229	32,229	100.0	100.0
県 道	主要地方道	14	177,815	118,219	174,603	66.5	98.2
	一般地方道	9	58,738	38,041	56,078	64.8	95.5
市 道	1 級	130	366,533	360,865	361,883	98.5	98.7
	2 級	137	263,937	241,642	234,266	91.6	88.8
	そ の 他	3,397	1,450,658	837,917	864,271	57.8	59.6

改良率は、国道・県道は車道幅員5.5m以上、市道は5.5m未満を含む延長で算出。

公共交通対策

本市の公共交通機関は、国道7号と並走するJR羽越本線、これに接続する第三セクターの鳥海山ろく線、さらに生活路線バスやコミュニティバスがあり、通勤、通学、通院など地域住民の交通手段として利用されている。

JR羽越本線については、羽越新幹線の整備促進、生活路線ダイヤの改善や複線化、駅舎や交通結節点の整備等利便性の向上が望まれる。鳥海山ろく線については、第三セクター会社の経営基盤の安定化に努め、住民のさらなる利用促進が課題である。

バス路線については、地域住民にとっては不可欠な交通機関であり、生活路線バスの利便性とともに、バス事業者との連携のもとに運行路線の確保や運賃の軽減を図る必要がある。また、地域の実情に応じたコミュニティバスの運行や乗り[違い]交通事業の導入による利便性の向上に努め、地域交通の円滑化が望まれる。

(2) その対策

国・県道の整備

- 1) 日本海沿岸東北自動車道や地域高規格道路の早期完成とアクセス道路の整備を関係機関へ働きかけるなど、高速交通網の整備促進に努める。
- 2) 関係機関の協力を得ながら、地域間を結ぶ幹線道路や外環状道路の計画的な整備促進を要請する。
- 3) 観光ルート、地域間交流道路として整備促進を働きかけていく。
- 4) 歩行者の視点に立った歩道・通学路の安全性・利便性の向上を図るため、整備促進を要請する。

市道の整備

- 1) 交通の安全に配慮し、計画的に各地域との道路体系を確立するとともに、歩行者の安全確保のための歩道設置など、市民の生活に密着した市道の維持・整備に努める。
- 2) 除雪の充実、流雪溝や消融雪設備の整備、防雪柵等の整備を図りながら冬期間交通の確保に努める。
- 3) 定期的な点検等の実施により、損傷・劣化等の状況をたえず把握し、費用対効果の高い、適切な維持管理を行うための計画策定を行う。

公共交通対策

- 1) JR羽越本線については、羽越新幹線の整備促進、生活路線ダイヤの改善や複線化を引き続

き要望し、また、駅舎や交通結節点の整備等利便性の向上を図る。

- 2) 鳥海山ろく線については、第三セクター会社の経営基盤の安定化に努め、利用の促進を図る。
- 3) 生活バス路線の充実と利用の促進、運賃の軽減策を図るとともに、地域の実情に応じたコミュニティバスの運行や乗り[違い]交通事業の導入などによる利便性の向上に努める。

対策の目標

公共交通機関カバー率	
現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
75.4%	86.8%

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展施策 区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1) 市町村道 道路	(新設)		
		(仮)市道福祉エリア西目線 L=285m W=8.5(12.0)m	由利本荘市	
		市道新道下藤崎台幹線1号 L=653m W=7.0m	由利本荘市	
		羽後本荘駅周辺整備事業	由利本荘市	一部 負担金
		東西自由通路 L=55m W=4.0m		
		(改良)		
		県道羽後本荘停車場線整備事業負担金 L=389.0m W=18.0m	秋田県	負担金
		市道葎川線 L=795m W=6.0(7.0)m	由利本荘市	
		都市計画道路停車場東口線道路整備事業 東口線 L=340m W=16.0m	由利本荘市	
		都市計画道路田尻野石脇線道路整備事業 L=1,536m、W=16.0m	由利本荘市	
		市道一番堰薬師堂線 L=350m W=12.0m	由利本荘市	
		市道薬師堂25号線 L=750m W=16.0m	由利本荘市	
		市道鶴沼薬師堂線 L=700m W=13.0m	由利本荘市	
		市道坂之下線 L=400m W=6.0(7.0)m	由利本荘市	
市道熊之子沢線 L=1,100m W=4.0～5.5m	由利本荘市			

市道前杉豊町矢越線 L=3,270m W=5.0~6.5m	由利本荘市
市道停車場線 L=400m W=8.0~12.0m	由利本荘市
市道小田中通線 L=400m W=4.0(5.0)m	由利本荘市
市道道仏坂上原線 L=2,200m W=6.0(8.0)m	由利本荘市
市道矢島1号線 L=2,200m W=6.0(12.0)m	由利本荘市
市道杉沢谷地沢線 L=2,500m W=5.0~8.0m	由利本荘市
市道杉沢田中線 L=700m W=4.5~7.0m	由利本荘市
市道小板戸杉沢線 L=800m W=4.5~5.5m	由利本荘市
市道熊之子沢上原線 L=1,400m W=4.5~5.5m	由利本荘市
市道木在幹線 L=1,000m W=4.5~5.5m	由利本荘市
市道猿倉花立線 L=2,000m W=6.0~12.0m	由利本荘市
市道道川中央線 L=2,905m W=6.0(12.0)m	由利本荘市
市道烏森井戸ノ沢線 L=900m W=6.0(11.0)m	由利本荘市
市道高野黒川線 L=3,426m W=6.0(12.0)m	由利本荘市
市道二古亀田線 L=3,000m W=6.0(11.5)m	由利本荘市
市道上蛇田高野線 L=3,000m W=6.0(8.5)m	由利本荘市
市道烏沼環状線 L=1,725m W=6.0(12.0)m	由利本荘市
市道新谷縦貫線 L=2,000m W=6.0(12.0)m	由利本荘市
市道天さぎ線 L=700m W=6.0(10.0)m	由利本荘市
市道福俣線 L=100m W=4.0(5.0)m	由利本荘市
市道道川駅線 L=126m W=9.0(11.5)m	由利本荘市
市道愛宕町線 L=580m W=5.0(6.0)m	由利本荘市
市道上黒川線 L=1,200m W=5.0(6.0)m	由利本荘市

市道力井田沢線 L=2,295m W=4.0(5.0)m	由利本荘市
市道狐森川尻線 L=140m W=5.0(6.0)m	由利本荘市
市道鶴潟水沢線 L=1,112m W=8.5(9.5)m	由利本荘市
市道岩城東幹線 L=3,460m W=9.0(10.0)m	由利本荘市
市道二古赤平線 L=1,566m W=6.5(7.5)m	由利本荘市
市道松ヶ崎亀田線 L=2,720m W=9.0(10.0)m	由利本荘市
市道赤平最上町線 L=330m W=8.0(12.0)m	由利本荘市
市道中谷地線 L=600m W=4.0m	由利本荘市
市道屋敷西由利原線 L=700m W=4.0m	由利本荘市
市道奉行免5号線 L=120m W=4.0m	由利本荘市
市道二夕子線 L=350m W=4.0m	由利本荘市
市道平の脇線 L=2,396m W=4.0m	由利本荘市
市道久保田大森台線 L=2,500m W=7.0m	由利本荘市
市道町村四角井戸線 L=1,900m W=7.0m	由利本荘市
市道明法黒沢線 L=200m W=9.5m	由利本荘市
市道寺田沢口線 L=550m W=5.0m	由利本荘市
市道黒沢南由利原線 L=2,000m W=7.0m	由利本荘市
市道吉沢東由利線 L=2,000m W=4.0m	由利本荘市
市道東鮎川線 L=600m W=5.0m	由利本荘市
市道前郷蟹沢線 L=800m W=5.0m	由利本荘市
市道石垣線 L=170m W=5.0m	由利本荘市
市道金山線 L=5,000m W=5.0m	由利本荘市
市道屋敷東由利原線 L=1,000m W=5.0m	由利本荘市

市道奉行免森子線 L=1,000m W=5.0m	由利本荘市
市道山本土倉線 L=500m W=5.0m	由利本荘市
市道前郷上野線 L=500m W=7.0m	由利本荘市
市道南由利原 5 号線 L=850m W=5.0m	由利本荘市
市道大谷地 1 号線 L=2,700m W=2.0m	由利本荘市
市道大谷地 2 号線 L=3,800m W=2.0m	由利本荘市
市道前郷根堀台線 L=200m W=10.0m	由利本荘市
市道德沢・加賀沢線 L=500m W=4.0m	由利本荘市
市道及位・長根山・葛岡線 L=550m W=5.0m	由利本荘市
市道平岫・小又線 L=200m W=4.0m	由利本荘市
市道岩谷・黒川線 L=2,300m W=5.0m	由利本荘市
市道高尾・岩城線 L=800m W=4.0m	由利本荘市
市道平岫・畑線 L=150m W=4.0m	由利本荘市
市道及位・長根山・葛岡線（国道 105 号交差点） L=400m W=8.5m	由利本荘市
市道畑・朴沢線 L=500m W=4.0m	由利本荘市
市道新田・畑・雄和線 L=1,000m W=5.0m	由利本荘市
市道岩谷小学校線 L=130m W=5.0m	由利本荘市
市道川口・岩谷線 L=100m W=6.0m	由利本荘市
市道三川・増川線 L=200m W=4.0m	由利本荘市
市道中俣・鬼ヶ台線 L=650m W=5.0m	由利本荘市
市道大谷・西野・日渡線 L=1,361m W=5.0m	由利本荘市
市道深沢・前田表線 L=300m W=4.0m	由利本荘市
市道葛岡・逸鳥・中俣線 L=2,800m W=7.0m	由利本荘市
市道次崎檜淵線 L=4,177m W=7.0m	由利本荘市

市道高尾・岩城線 L=2,000m W=4.0m	由利本荘市
市道松本・新沢線 L=1,000m W=7.0m	由利本荘市
市道中俣・鬼ヶ台線 L=650m W=5.0m	由利本荘市
市道三川・北福田・金崎線 L=300m W=4.0m	由利本荘市
市道金山線 L=1,000m W=8.0m	由利本荘市
市道黒淵線 L=280m W=8.0m 橋梁 1 基	由利本荘市
市道法内西山線 L=3,000m W=11.5m	由利本荘市
市道坪倉線 L=600m W=11.5m	由利本荘市
市道台山線（げんき館前） L=190m W=7.0m	由利本荘市
市道台山線（四ツ眼交差点） L=400m W=6.0m	由利本荘市
市道土場沢線 L=500m W=5.0m	由利本荘市
市道両前寺線 L=400m W=7.0m	由利本荘市
市道蔵上里線 L=400m W=5.0m	由利本荘市
市道館合線 L=240m W=5.0m	由利本荘市
市道蔵横渡線 L=100m W=6.0m	由利本荘市
市道袖山線 L=250m W=7.0m	由利本荘市
市道大琴中央線 L=200m W=7.0m	由利本荘市
市道湯出野線 L=680m W=5.0m	由利本荘市
市道両前寺・寺田線 L=270m W=5.0m	由利本荘市
市道八塩小学校線 L=135m W=7.0m	由利本荘市
市道宇戸坂滝の沢線 L=165m W=5.0m	由利本荘市
市道新町線 L=200m W=5.0m	由利本荘市
市道西日本荘線 L=1,800m W=10.0m	由利本荘市
市道孫七山猿田線 L=2,630m W=8.0m	由利本荘市

市道瀧保 12 号線 L=1,100m W=7.0m	由利本荘市
市道中沢・大揚線 L=950m W=6.0m	由利本荘市
市道出戸 1 号線 L=860m W=5.0m	由利本荘市
市道出戸 2 号線 L=240m W=5.0m	由利本荘市
市道養豚団地線 L=180m W=6.0m	由利本荘市
市道鳥海線 L=1,000m W=5.5(7.0)m	由利本荘市
市道伏見沢間木線 L=2,000m W=5.5(7.0)m	由利本荘市
市道枯木線 L=4,000m W=5.5(7.0)m	由利本荘市
市道上貝沢線 L=300m W=3.0(3.5)m	由利本荘市
市道中村針水線 L=500m W=4.0(4.5)m	由利本荘市
市道上直根百宅線 L=310m W=5.5(7.0)m	由利本荘市
市道大川端猿倉線 L=2,000m W=5.5(7.0)m	由利本荘市
市道伏見線 L=2,400m W=5.5(7.0)m	由利本荘市
市道伏見沢外山線 L=1,000m W=5.0(6.0)m	由利本荘市
市道田代線 L=300m W=5.0(6.0)m	由利本荘市
市道伏見才ノ神線 L=100m W=5.0(6.0)m	由利本荘市
市道上川内雄勝線 L=5,000m W=5.0(6.0)m	由利本荘市
市道上屋敷線 L=480m W=5.0(6.0)m	由利本荘市
市道芦ヶ淵線 L=620m W=5.5(7.0)m	由利本荘市
(仮)市道鳥海ダム線(代替道路)	由利本荘市
市道荒沢線 L=150m W=4.2(5.5)m	由利本荘市
市道下野本屋敷線 L=100m W=5.0(6.0)m	由利本荘市
市道八日町線 L=180m W=4.5(5.5)m	由利本荘市
市道薬師堂葛法線 L=250m W=6.0(7.0)m	由利本荘市
市道老方後町線 L=123.6m W=6.5(7.5)m	由利本荘市

	市道西ノ沢・田高線 L=280m W=3.5(4.5)m	由利本荘市
	市道由利中央線 L=1,100m W=13.0m	由利本荘市
	市道赤沼下御門線 L=1,300m W=13.0m	由利本荘市
	市道梵天線 L=500m W=4.0m	由利本荘市
	市道川尻小二古線 L=760m W=5.0m	由利本荘市
	市道館町線 L=200m W=4.2m	由利本荘市
	小又・板井沢・新田線 L=100m W=3.5m	由利本荘市
	市道新町郷内線 L=130m W=6.0m	由利本荘市
	市道出戸・海士剥線 L=110m W=6.0m	由利本荘市
	市道砂口線 L=150m W=4.5m	由利本荘市
	市道才ノ神長坂線 L=140m W=2.6m	由利本荘市
	(改 良)	
橋りょう	市道下野・本屋敷線落合橋 L=74.0m W=4.5(5.0)m	由利本荘市
	市道葛岡・逸鳥・中俣線長坂橋 L=60.0m W=6.5(7.0)m	由利本荘市
	市道内黒瀬赤田線赤田橋 L=28.2m W=5.5(6.0)m	由利本荘市
その他	道路法面補修補強事業(全域)	由利本荘市
	道路法面調査事業(全域)	由利本荘市
	トンネル修繕(9箇所)	由利本荘市
	市道川口二十六木線 舗装打換 L=1,156m W=8.5m	由利本荘市
	歩道整備 L=300m	
	市道川口岩谷線 舗装打換 L=2,368m W=6.0m	由利本荘市
	市道松ヶ崎亀田線 歩道新設 L=2,500m W=3.0m	由利本荘市
	市道蔵上里線 歩道改良 L=200m W=2.0m	由利本荘市
	市道西山線 歩道改良 L=400m W=2.0m	由利本荘市
	市道庁舎連絡線 歩道改良 L=135m W=4.0m	由利本荘市

市道北中央線 L=300m 防雪柵	由利本荘市
市道小学校線 L=150m 防雪柵	由利本荘市
市道矢島学校通線 L=500m 防雪柵	由利本荘市
市道前杉豊町矢越線 L=100m 雪崩予防柵 H=2.0m	由利本荘市
市道新荘軽井沢線 L=100m 雪崩予防柵 H=2.0m	由利本荘市
市道杉沢小板戸線 L=100m 雪崩予防柵 H=2.0m	由利本荘市
市道田高・中沢線 L=600m 防雪柵	由利本荘市
市道御伊勢下中島線 L=600m 防雪柵	由利本荘市
市道大谷・西野・日渡線 L=600m 防雪柵	由利本荘市
市道三川・北福田・金崎線 L=300m 防雪柵	由利本荘市
市道川口・岩谷線 L=1,400m 防雪柵	由利本荘市
市道葛岡・逸鳥・中俣線 L=330m 防雪柵	由利本荘市
市道次崎檜淵線 L=50m 雪崩防止柵 N=15 基	由利本荘市
市道高村線 L=50m 雪崩予防柵 H=2.0m	由利本荘市
市道袖山線 L=30m 雪崩予防柵	由利本荘市
市道西山線 L=50m 雪崩予防柵	由利本荘市
市道小川清水淵線 雪崩予防柵 N=40 基	由利本荘市
市道東街道線 雪崩予防柵 N=40 基	由利本荘市
市道杉峠線 法面改良 A=12,000m ²	由利本荘市
市道中村針水線 法面改良 A=8,000m ²	由利本荘市
市道矢島 1 号線災害防除事業 法面对策 A=7,800 m ²	由利本荘市
市道舟木線災害防除事業 法面对策 A=1,000 m ²	由利本荘市
市道東街道線防護柵設置事業 L=100m W=6.0m	由利本荘市
市道袈川線防護柵改修事業 ガードレール・ガードローフ 8 箇所	由利本荘市

	市道石脇新山線 融雪設備改良事業 L=200m	由利本荘市	
	市道郷内団地1号、2号線流雪溝設置事業 L=500m VS500	由利本荘市	
	矢島地区流雪溝改修事業(矢島) L=10箇所	由利本荘市	
	市道松本・長坂・葛岡線流雪溝改修事業 L=700m W=600型	由利本荘市	
	市道老方後町線流雪溝設置事業 L=700m W=500型	由利本荘市	
	市道大琴中央線流雪溝改修事業 L=100m W=600型	由利本荘市	
	市道蔵横渡線流雪溝改修事業 L=700m W=600型	由利本荘市	
	老方地区流雪溝用ポンプ設置(東由利) 45kW 1基	由利本荘市	
	市道鶴沼薬師堂線冠水対策事業 水門設備製作及び設置 N=1基	由利本荘市	
(2)農道			
	農道田高・鷹橋線鷹橋補修事業(西目) L=28.5m W=6.0m	由利本荘市	
(3)林道			
	林業専用道整備事業(貝喰線)矢島地域 L=2,500m W=3.6m	秋田県	負担金
	林業専用道整備事業(喜左工門山線)岩城地域 L=1,800m W=3.6m	秋田県	負担金
	林道鮎上沢線舗装事業(本荘) L=600m W=3.6m	由利本荘市	
	林道大築線舗装事業(本荘) L=3,000m W=4.0m	由利本荘市	
	林道上野線舗装事業(本荘) L=500m W=3.6m	由利本荘市	
	林道綱木沢線改良事業(由利) L=2,000m W=3.0m	由利本荘市	
	林道ボツメキ線拡幅改良事業(東由利) L=3,250m W=7.0m	由利本荘市	
(6)自動車等			
	自動車 コミュニティバス導入事業(伏見上笹子線) 車両購入2台	由利本荘市	
(8)道路整備機械等			
	建設機械整備事業(ドーザー 18台、グレーダ 1台、ロータリー 5台、散布車 1台、小型ロータリー 2台、ハンドガイトロータリー 1台)	由利本荘市	
	道路維持車整備事業 道路河川パトロール車 1台、ダンプトラック 1台	由利本荘市	

(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	除雪センター等整備事業（大内、東由利） 除雪センター 1 棟、車庫等 2 棟、格納庫 1 棟	由利本荘市	
	由利高原鉄道運営支援事業 事業の必要性 地域住民の日常生活に必要な移動のための交通手段であり、鳥海地域の観光振興を図っていくための重要な資源である由利高原鉄道を維持していく必要がある。 具体の事業内容 由利高原鉄道活性化計画に基づく地元負担として、運行経費への補助金を交付する。 事業効果 地域住民の交通手段の維持が図られ、安全・安心に暮らせる定住環境が確保される。また鉄道が存在することによる地域イメージの向上や観光客の誘客が図られ、観光振興につながり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	由利高原鉄道株式会社	補助金
	乗り[違い]交通運営事業 事業の必要性 過疎化や高齢化により、安心して「お出かけ」できなくなりつつある状況において、最低限の生活を維持していくため、地域における移動手段を確保する必要がある。 具体の事業内容 各集落から近く的生活拠点や、交通結節点に乗り入れできるよう、乗合タクシー、公共交通空白地有償運送、互助による輸送のうち、地域に合った事業を実施する。 事業効果 地域内の支え合いと交流の活性化が図られるとともに、路線バスや鉄道と接続することにより、公共交通機関の利用が促進され、また、地域内のスーパーや商店、医療機関が積極的に活用されるなど、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	町内会等	補助金

6 . 生活環境の整備

生活環境の整備方針

安全で安心して暮らせる生活環境を確保するため、安定した水道供給や、社会変化に合わせた下水道処理区の統廃合と老朽化施設の更新、緊急時に対応した体制づくりと、安全で快適な居住環境の整備を進める。

水道、下水道施設の整備

上水道施設は、普及率が99.7%に達していることから、施設の機能強化や老朽管の更新など施設の維持・保全対策に努める。

下水道施設は、公共下水道の令和2年度末普及率が47.3%、集落排水等は29.7%となっており、合併処理浄化槽の処理分と合わせ、全体で91.3%となっている。引き続き、水洗化率の向上に努め、今後は施設の統廃合や更新による処理機能の長寿命化に努める。

消防・救急・防災体制の整備

消防・救急・防災の設備を整備し、消防団員の確保対策を講じながら緊急時に備えた体制を確保するとともに、大規模災害時における近隣消防本部との広域応援態勢の強化を進め、市民生活の安全・安心と安定・継続した組織の強化を図る。

ごみ処理施設の整備等

ダイオキシン対策に対応し、環境に配慮した処理施設の建設等を進めるとともに、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等の分別の必要性や不法投棄防止など、ごみ処理に関する情報発信等の啓発活動、ごみ排出の有料化、エコバッグ持参運動、古着回収等への取り組みによるごみの減量化の推進などもあわせ、将来にわたり安全で安定した処理が可能な環境整備を図る。

快適な生活・居住空間の整備

市営住宅の整備や改善、住宅リフォーム支援、都市ガスの整備などにより、居住環境の維持向上、定住促進を図る。さらに、故人を偲びあたたかく見送る大切な施設である斎場と、永く受け継がれる大切な家族の絆である墓地を安定的に維持し、将来にわたって安心して住み続けることができる生活環境の提供に努める。

(1) 現況と問題点

水道、下水道施設の整備

ア 水道施設の整備

本市の水道事業は平成29年に簡易水道を統合し、浄水場が35箇所、配水池が100箇所となり、給水人口は73,906人、普及率は99.7%となっている。

今後は、過去の湧水等の不安定水源問題の解消に向け、安定した水源である鳥海ダムを活用した水運用を行うための施設の統廃合整備を推進し、安全で安定したおいしい水道水を供給しなければならない。

また、重要なライフラインである水道を持続していくためには、既存の施設更新や耐震管への更新を継続して進めていく必要がある。

イ 下水道施設の整備

下水道施設整備については、「由利本荘市生活排水処理整備構想」に基づき整備を進めており、公共

下水道、農業集落排水等及び合併処理浄化槽の生活排水処理施設の整備状況は、令和2年度末現在、処理人口68,068人、普及率91.3%という状況である。

引き続き、河川などの公共水域の保全と資源循環型社会の構築により、快適な環境をつくり、美しい自然を次の世代に伝えるため、加入率の促進に努めるとともに老朽施設の長寿命化を図りながら、処理コスト縮減に向けた汚泥の集約化等を検討する。

消防・救急・防災体制の整備

本市の常備消防は、合併前の2消防事務組合を統合したもので、1消防本部、1消防署、7分署で構成されている。また、非常備消防は、1消防団、8分団、49部124班で構成されているが、消防団員の確保については、近年における就業形態の多様化などにより、年々困難の度合いが高まっている。今後は、常備消防との連携のあり方、機能別消防団員等の確保等が課題である。

また、防災体制については、平成30年4月に修正した地域防災計画にしたがい、大規模な地震や災害に迅速、的確な対応がとれるよう、危機管理体制の確立を図る必要がある。災害時には、同報化された防災行政無線やJ-ALERTにより迅速に市民へ防災情報を提供するとともに、登録制の消防防災メールの普及を図るなど、さらなる情報伝達体制の充実を図るべきである。組織的な体制整備としては、自主防災組織の育成を図るなど市民と一体となった防災体制の強化が必要である。

ごみ処理施設の整備等

本市のごみ焼却を行っている本荘清掃センターは、平成6年度の竣工から約27年が経過しており、老朽化が進行している状況であることから、新しい施設の整備が必要となっている。最終処分場についても、ごみを燃やした後に排出される焼却残渣の埋立容量が逼迫しており、こちらも新しい施設整備が必要な状況である。ごみ処理に関するこのような状況を踏まえ、次世代を担う総合的な機能を発揮する新ごみ処理施設整備が必要である。また、これらの施設を有効利用し、循環型社会の形成を図るには、合わせて分別収集や再資源化による減量化や不法投棄の防止など、市民意識の啓発をさらに推進する必要がある。

快適な生活・居住空間の整備

本市の市営住宅の管理状況は、41団地、748戸となっている。そのうち672戸は、住宅に困窮する低所得者向けの公営住宅として供給することで生活セーフティネットの機能を果たすとともに、定住促進対策にも大きく寄与している。過疎化、少子高齢化の状況から今後新たな市営住宅整備の必要性は低いと見込まれるが、昭和年代に建設され老朽化が著しい市営住宅の建て替え整備（本荘地域）が必要な状況にある。その他の既存市営住宅においては、老朽化の進行のほか空室が長期続く住宅も生じており、計画的改修の実施と併せ規模縮小の検討が必要な状況にある。

本市の斎場については、由利斎場と東由利斎場がいずれも築後30年以上経過し老朽化が進んでいることから、斎場の再編を進めながら施設の機能強化を図り、今後ピークを迎える火葬需要に対応できる体制を構築していく。

本市の市営墓地3施設については、新山野墓園（本荘地域）の拡張工事を実施するなどこれまで安定的な供給を行ってきたが、近年残り区画が少なくなっている。今後、市民ニーズや将来的な人口減少などを十分に見極め、官民双方の供給バランスも勘案しながら、本市の現状に最適な墓地の在り方を検討していく必要がある。

その他老朽化公共施設の管理

過疎化の進行により学校や公共施設の統廃合が進み、老朽化不要公共施設が増加している。倒壊や、火災、犯罪等を未然に防止し、市民の安心・安全の確保を実現するために、老朽化不要公共施設を適

正に管理する必要がある。

(2) その対策

水道、下水道施設の整備

ア 水道施設の整備

- 1) 鳥海ダム利水に伴う取水施設整備を実施し、安全で安定した水源の確保を図る。
- 2) 既存浄水場の更新及び補強整備等により安定供給に努めるほか、経年管路の更新による耐震性の向上を目指す。
- 3) 給水区域全体の水運用を考慮した送水施設及び管路整備を図る。

イ 下水道施設の整備

- 1) 下水道整備事業は終了し、処理区の統廃合により施設の合理化を図る。
- 2) 下水道等施設の利用率を高め、老朽化施設の改築更新により効率的な維持管理を図る。

消防・救急・防災体制の整備

- 1) 防災活動の拠点となる消防署等消防施設の機能強化を図るとともに、防火水槽の有蓋化、積載車と小型動力ポンプの軽量化と操作性の向上、消防車や救急車等の消防・防災設備の維持、更新整備を促進する。
- 2) 災害時の緊急連絡施設として、設備の整備充実や管理・運用体制の改善を図る。
- 3) 災害予防事業の進捗に合わせ、自主防災組織の活動、要配慮者対策及び市民の災害予防意識の啓発を促進し、消防団の加入促進、学校や地域、事業所等における火災・防災訓練の充実に努める。

ごみ処理施設の整備等

- 1) 安心・安全・安定稼働を確保できる、可燃・不燃ごみ処理施設の整備を推進する。
- 2) 最終処分場について、周辺環境の保全に配慮した管理運営に努めるとともに、新たな市営埋立処分場整備を推進する。
- 3) 分別収集や再資源化の取り組みを促進し、処理施設等の延命化を図るとともに、新たなリサイクル施設整備を推進する。

快適な生活・居住空間の整備

- 1) 市営住宅の入居状況等を踏まえ必要ストック戸数の把握、見直しを図りながら、計画的な住宅の建替整備、長寿命化改修に努めるとともに、必要に応じ適正規模への縮小等の検討を進め、良好かつ持続可能な住環境の形成を推進する。
- 2) 住宅リフォーム支援の実施により、戸建て住宅に居住する世帯の経済的負担を軽減し、定住促進に寄与する。
- 3) 都市ガス事業を推進し、定住地として快適な住環境の向上を図る
- 4) 流雪溝用ポンプを設置し水量を確保し、流雪溝利用の計画的・安定的な運営を図る。
- 5) 市民ニーズや社会情勢を勘案しながら、斎場及び市営墓地の安定した運営に努める。

その他老朽化公共施設の管理

倒壊事故等の恐れがある等、危険な状態にある老朽化した施設の解体・撤去を行い市民の安心安全の確保に努める。

対策の目標

1人1日当たりごみ排出量（家庭系ごみ）	
現状値 （令和2年度）	目標値 （令和7年度）
562g	497g

（3）計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1)水道施設 上水道	鳥海ダム利水計画整備事業	由利本荘市	
		一番堰まちづくりプロジェクト/上水道施設整備事業	由利本荘市	
		矢島地域上水道施設整備事業	由利本荘市	
		本荘西目地域上水道施設整備事業	由利本荘市	
		鳥海地域老朽管更新事業	由利本荘市	
	(2)下水処理施設 公共下水道	公共下水道事業(本荘処理区) 処理場改築更新	由利本荘市	
		公共下水道事業(矢島処理区) 処理場改築更新	由利本荘市	
		特定環境保全公共下水道事業(道川処理区) 処理場改築更新	由利本荘市	
		公共下水道事業(本荘処理区) 一番堰周辺地区雨水排水整備事業	由利本荘市	
		公共下水道事業(本荘処理区) 都市計画道路停車場栄町線下水道管移設	由利本荘市	
		公共下水道事業(矢島処理区) 農業集落排水統合事業	由利本荘市	
		公共下水道事業(本荘処理区)・特定環境保全 公共下水道(西目処理区)・農集西目南部統合 事業	由利本荘市	
		特定環境保全公共下水道事業(道川処理区) 農業集落排水統合事業	由利本荘市	
		特定環境保全公共下水道事業(前郷処理区) 農業集落排水統合事業	由利本荘市	
		市道芦ヶ淵線道路改良に伴う下水道管移設事 業	由利本荘市	
		農村集落排水施設		

	黒淵大橋橋梁補修に伴う添架管布設替工事	由利本荘市
	農業集落排水事業岩城上蛇田地区(機能強化)	由利本荘市
	農業集落排水事業大内岩野目沢地区(機能強化)	由利本荘市
	農業集落排水事業由利屋敷地区(機能強化)	由利本荘市
	農業集落排水事業大内松本地区(機能強化)	由利本荘市
	農業集落排水事業岩城滝俣地区(機能強化)	由利本荘市
	漁業集落排水事業西目出戸地区(機能強化)	由利本荘市
その他	個別排水処理施設整備事業(合併処理浄化槽)	由利本荘市
(3)廃棄物処理施設		
ごみ処理施設	新ごみ処理施設整備事業(焼却施設、埋立施設、リサイクル施設)	由利本荘市
	最終処分場整備事業(本荘・由利・鳥海)	由利本荘市
(4)火葬場		
	斎場整備事業(本荘・矢島)	由利本荘市
(5)消防施設		
	消防防災設備整備事業	由利本荘市
	水槽付消防ポンプ自動車 2台	
	救急業務高度化資機材緊急整備事業	由利本荘市
	高規格救急自動車(高度救命処置用資機材含む) 3台	
	小型動力ポンプ等購入事業	由利本荘市
	ポンプ 14台、積載車 5台、ポンプ付(軽)積載車 24台	
	耐震性貯水槽設置事業	由利本荘市
	V=40 m ³ 、N=45基	
	消防施設等整備事業	由利本荘市
	消防団格納庫 13棟	
(6)公営住宅		
	市営住宅再整備事業(建替事業)	由利本荘市
	松涛、本田仲(梵天)団地	
	矢島地域市営住宅長寿命化事業(改修)	由利本荘市
	榎木田・大川原・山寺南団地改修	
(7)過疎地域持続的 発展特別事業		
その他	下水道ストックマネジメント事業 (本荘・矢島・道川・前郷・岩谷・処理区)	由利本荘市

事業の必要性

住民が将来にわたり安全安心に暮らすことのできる社会基盤の整備のため下水処理施設の適正な維持管理を図る必要がある。

具体の事業内容

処理場やポンプ場の各施設の腐食・損傷状況や動作状況等の調査、管路施設のTVカメラ調査等を行い、健全度評価に関する診断に基づき長寿命化対策に係る計画を策定する。

事業効果

予防保全的管理を確立することにより、排水、処理機能の停止等を防止し、ライフサイクルコストの最小化、施設耐用年数の延伸が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

本荘地域市営住宅長寿命化事業（改修）
長寿命化計画策定（見直し）、伊勢堂、梵天団地

由利本荘市

事業の必要性

住宅セーフティネットである市営住宅について、老朽化し更新期を迎えている大量の施設を効率的に更新及び維持管理するうえで、予防的管理や長寿命化に資する改善を計画的に推進する必要がある。

具体的事業の内容

既存市営住宅の現状分析を踏まえ長寿命化対象施設を特定し、事業手法の選定、実施予定一覧等の長寿命化対策に係る計画を策定（見直し）する。

事業効果

計画に基づく事業実施、適正な施設管理により、ライフサイクルコストの縮減、住宅セーフティネットの確保が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

公園長寿命化計画策定事業

由利本荘市

事業の必要性

住民が安全安心に暮らすことのできる社会基盤を維持するため、災害時の避難場所、住民の散策や憩いの場である公園について、安全性の確保、良好な利用環境を整える必要がある。

具体の事業内容

既存ストックである四阿や園路等の公園設備を目視による調査を行う。構築物については、必要に応じて強度試験等を行いながら、健全度調査を進め、長寿命化対策に係る計画を策定する。

事業効果

		<p>公園施設の長寿命化・適正な管理により、ライフサイクルコストの縮減、公園の安全性が確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>住宅リフォーム資金助成事業</p> <p>事業の必要性 高齢者や子育て世代が、安心して快適に暮らし続けることのできる居住環境を確保するため、住宅の老朽化や経年劣化による修繕やバリアフリー化等に係る負担を軽減することにより、集落の維持及び活性化を図るとともに、定住促進に寄与する。</p> <p>具体の事業内容 住宅リフォームに係る費用の一部を助成。50万円以上（一部20万円以上）の工事を対象</p> <p>事業効果 助成により居住環境の向上や、子育て世代の経済的負担の軽減が図られることで住民の定住が期待されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>老朽化公共施設解体事業</p> <p>事業の必要性 過疎化の進行により学校や公共施設の統廃合が進み、老朽化不要公共施設が増加していることから住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことの出来る地域社会の実現を図るためには、倒壊や火災、犯罪等を未然に防止するため、老朽化不要公共施設を適正に管理する必要がある。</p> <p>具体の事業内容 老朽化不要公共施設を解体・撤去する。</p> <p>事業効果 倒壊事故等の恐れがある等、危険な状態にある老朽化不要公共施設を解体・撤去することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現が図られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>公共施設等総合管理基金積立金</p> <p>事業の必要性 老朽化した危険な施設を解体することで地域の安心・安全を確保する必要があること、及び効率的な行政運営を図るため。</p> <p>具体的な事業内容 由利本荘市公共施設等総合管理計画に基づき、対象施設を解体するための基金積立を行う。</p> <p>事業効果 財政負担の軽減・平準化、及び、倒壊事故等の恐れがある等、危険な状態にある老朽化</p>	<p>民間</p> <p>由利本荘市</p> <p>由利本荘市</p>	<p>補助金</p>
--	--	--	-------------------------------------	------------

		<p>不要公共施設を解体・撤去することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現が図られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>消防施設長寿命化事業</p> <p>事業の必要性 設置・配備から長期間経過した消防施設について、最適な作動環境等を維持することで地域の安全・安心を確保する必要がある。</p> <p>具体的な事業内容 消防施設について、長寿命化を図るために必要なメンテナンスを施す。</p> <p>事業効果 適切なメンテナンスを施すことで、最適な作動環境等が維持され、有事の際に安全、確実、迅速な災害対応が可能となり、地域住民の生命身体及び財産を守り、将来にわたり地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	
(8)その他	木造住宅耐震診断支援事業(ソフト)		由利本荘市	補助金
	木造住宅耐震改修補助事業(ソフト)		由利本荘市	補助金
	公共施設耐震診断・耐震改修事業		由利本荘市	
	急傾斜地崩壊対策事業 上長老沼2号他3地区負担金		秋田県	負担金
	市営墓地拡張整備事業		由利本荘市	
	一番堰まちづくりプロジェクト/ガス事業		由利本荘市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

生活環境の整備に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

消防施設については、災害時の要となる施設であるため、効率的な整備と維持管理に努めることとしている。

市営住宅については、現行の公営住宅等長寿命化計画の見直しを予定しており、新たな計画との整合性を図りながら、適正な整備及び維持管理に努める。老朽化の著しい施設は、規模縮小の検討を行いながら適正管理に努める。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

高齢化率の高い本市の現状と今後のさらなる上昇に対応するため、高齢者のみで生活する世帯への支援対策を充実するとともに、少子化対策を進め、子育てし易い環境づくりを進める。

また、高齢者支援や子育て支援、障がい者支援を円滑に進めるため、既存施設を有効活用して、住民に必要な整備を効果的・効率的に行う。

(1) 現況と問題点

高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

本市の高齢者の状況を見ると、令和7年には高齢者が27,922人となり、高齢化率が40%を超えることが、令和3年3月に策定した「第8期介護保険事業計画」、「第8期高齢者保健福祉計画」の中で予測されており、高齢化や核家族化が一層進んだ場合、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、家庭における見守りや介護力が低下することから、地域や関係機関による支援体制の充実が必要である。

高齢者がいきいきとした生活を送るためには、自ら健康づくり、介護予防に努めるとともに、市は社会活動、生涯学習活動等の生きがいづくりを推進していくことが重要である。

また、地域包括支援センターを中心とした、介護予防事業や在宅福祉の充実など、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが一体となった「地域包括ケアシステム」の深化を図っていくことが重要である。

子育て環境の確保を図るための対策

少子化が進むなか、安心して子どもを産み・育てられる環境づくりは、由利本荘市の発展に欠くことのできない重要な課題となっている。少子化の要因として、就業をはじめとする女性の幅広い社会参画が進み、結婚や出産、子育てに関する人々の価値観や意識が多様化していることがあげられる。

このような現状のなかで、母子の健康づくりをはじめ、子育ての悩みなどを地域のなかでともに支え合うネットワークづくりを推進するとともに、保育料の減免や高校生世代までの医療費無料化等、支援体制の拡充を図る必要がある。

また、保育需要に的確に対応するため、保育所・認定こども園の充実や安全な遊び場の確保などに努め、保健・福祉・医療それぞれの施策の連携を図るとともに、総合的な子育て支援体制の整備を進める必要がある。

障がい者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

障がい者福祉については、地域のサービス提供事業所等との連携を深めながら、障がい者の社会参加を推進することが重要である。

そのためには、関係機関との連携を強化し、相談支援や生活支援等の充実を図って、障がい者が地域の一員として安心して生活できる環境づくりを推進する必要がある。

また、障がい児については、障がい種別や年齢別等のニーズに応じた支援を提供するため、サービス提供体制や相談支援体制、交流・体験の場の充実を図り、重層的かつ将来にわたる切れ目のない継続的な支援体制の構築を図る必要がある。

地域等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

子どもからお年寄り、障がい者まで誰もが健やかに、安心して生活できるまちづくりを推進する

ため、社会福祉協議会やボランティア団体等の関係機関との連携強化や、福祉の総合相談窓口の整備により、市民への総合的な情報の提供と包括的な相談支援体制のさらなる充実と災害時の避難支援体制の確立を図る必要がある。

また、地域住民が手を取り合い助け合う地域共生社会の実現を目指すとともに、支援を必要とする方への生活及び就業指導や相談支援体制などの充実により、地域での自立生活ができるよう支援に努める。

(2) その対策

高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

- 1) 高齢者が健康で活動的な生活を送ることができるよう、老人福祉施設の改修等の整備を進め、保健・福祉・医療の関係機関と連携を図り、それぞれの状態に応じた健康づくり、介護予防に努める。
- 2) 住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、「地域支え合い推進員」を配置しており、町内会、民生委員、地域住民、ボランティアなど、住民参加による支え合う仕組みづくりに努める。
- 3) 高齢者の就労支援や世代間交流機会の拡充、ボランティア活動による社会貢献、地域活動や生涯学習等生きがいを持って生活できるよう支援する。
- 4) 在宅で介護を受けている方を支援する訪問サービスや通所サービスの充実に努めるとともに、施設入居希望者の待機状況の緩和を図る。また、家族介護交流事業や介護教室を開催し、家族で介護されている方を支援する。
- 5) 地域ミニデイサービス事業により、高齢者の社会的孤立感の解消及び快適な自立生活の推進を図るとともに、実施地域の拡大を進めるため周知と呼びかけに努める。
- 6) 地域包括支援センターの機能強化を図り、高齢者から寄せられる相談にきめ細やかに対応できる総合相談体制の充実を図る。

子育て環境の確保を図るための対策

- 1) 児童の交通安全や防犯対策に努めるとともに、児童遊園地や児童公園など、安全・健全な遊び場の整備を図る。
- 2) 児童施設の整備や健全育成事業の充実を図り、諸活動の支援に努める。
- 3) 保育需要の把握に努め、保育所・認定こども園及び学童保育施設の計画的な整備と、延長保育、一時預かり保育等の特別保育事業を実施し保育環境の充実を図る。
- 4) 安心して妊娠・出産ができるよう、母子健康手帳の交付や出産前後の各種教室・検診事業の充実を図る。
- 5) 乳児家庭全戸訪問、育児教室、訪問指導等の相談体制の充実、子育て支援金、保育料の助成、高校生世代までの医療費無料化等による経済的支援等、安心して子育てができる支援体制の充実を図る。
- 6) 子育て家庭と子育て経験者、子育て家庭同士の交流を促進し、身近な地域の中でともに支え合う子育て世帯のネットワークづくりを推進する。

障がい者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

- 1) 障がい福祉サービス事業所等との連携を強化し、障がいの程度やニーズに応じた適切なサービスを提供する。
- 2) 居宅介護や生活介護など、障がい者の在宅生活を支えるサービス提供体制の充実を図る。
- 3) 自立した地域生活を営むことができるよう、受け皿となるグループホーム等の整備を推進す

るとともに、就労支援事業所の充実を図り、就労につながる支援体制を強化する。

- 4) 障がい児が、身近な地域で質の高い専門的な支援が受けられるよう、障害児通所支援事業所等の充実を図る。
- 5) 諸問題にも対応できる障がい者支援協議会の機能強化および障がい者基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化を図り、地域生活支援拠点の整備を推進する。

地域等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

- 1) 社会福祉協議会、民間相談支援機関、医療機関等との連携強化や、総合相談窓口の整備により、市民への各種情報の提供や各種サービスの調整を行い、困難を抱えるご家族への包括的な相談支援体制の充実を図る。
- 2) 社会福祉協議会やボランティア団体などの民間福祉活動を推進するとともに、住民同士が助け合える体制の整備並びに災害時における避難支援態勢の充実を支援する。
- 3) 障がい者支援協議会において、支援を必要としている方の生活実態や意向を的確に把握するとともに、関係機関との連携を強化し、必要な支援へつなぐ体制の充実を図る。
- 4) 歩道・道路の段差解消や公共施設のスロープ、障がい者用トイレ等の整備を図り、幼児から高齢者、障がい者まで安心して暮らせる生活環境の充実を目指す。

対策の目標

認知症サポーター数	
現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
11,270人	16,000人

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展施策 区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	民間保育所改築・改修事業補助	社会福祉法人	補助金
	(2) 認定こども園	認定こども園改築事業補助 本荘カトリックこども園	学校法人	補助金
	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター	矢島高齢者生活支援ハウス整備事業	由利本荘市	
	老人ホーム 老人福祉センター	特別養護老人ホーム東光苑整備事業 矢島老人福祉センター「寿康苑」整備事業	由利本荘市 由利本荘市	

(7)市町村保健センター及び母子健康センター	保健センター整備事業	由利本荘市	
(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	福祉医療費助成事業	由利本荘市	
	事業の必要性		
	少子化、人口減少が進行する中で、子育て支援の充実により、子育て世帯などの若年層の定住及び少子化対策を推進する必要がある。		
	具体の事業内容		
	市単独事業により秋田県福祉医療費支給事業の対象範囲を拡大して(県補助事業では所得制限により非該当となる者に支給を拡大するとともに、自己負担分についても支給する。また、対象年齢を高校生世代まで拡大する。)医療費を支給する。		
	事業効果		
	子育て支援の充実により、若年層の定住環境、安心して子どもを産み育てられる環境が整備され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		
	子育て支援金事業	由利本荘市	
	事業の必要性		
	少子化、人口減少が進行する中、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子を複数持つことを希望している世帯の後押しをする必要がある。		
	具体の事業内容		
	第2子、第3子以降出生の際に支援金を支給する。		
	事業効果		
	子育て世帯の経済的負担軽減により、安心して子どもを産み育てられる環境が整備され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		
	民間保育所等解体事業	社会福祉法人・学校法人	補助金
	事業の必要性		
	市内園児数の減少により、保育施設等の運営が困難になっている地域において、当該運営法人の経営を支援し、保育サービス等の提供を維持する必要がある。		
	具体の事業内容		
	市内園児数減少の影響を受け、統廃合により廃園となった園舎の解体費用の一部を補助する。		
	事業効果		

	<p>高齢者・障害者福祉</p>	<p>保育施設等運営法人の経営安定化を図ることで保育サービス等の提供が維持され、安心して子どもを産み育てられる環境が整い、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>緊急通報システム整備事業 事業の必要性 過疎化の進行により一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、急病や緊急時の不安の解消を図る必要がある。 具体の事業内容 おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯及びそれに準ずる世帯に緊急時の連絡・見守り手段として緊急通報装置（ワンボタンで委託業者等の登録先に電話がつながるもの）を貸与し、在宅生活を支援する。 事業効果 一人暮らし高齢者等の安全・安心な暮らしが確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>外出支援サービス事業 事業の必要性 過疎化の進行により一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、身体状況等により公共交通機関の利用が困難な高齢者の医療機関への通院手段を確保する必要がある。 具体の事業内容 おおむね65歳以上の高齢者であって、身体状況又は精神状況により一般の公共交通機関を利用することが困難な者を対象に医療機関への送迎を行う。 事業効果 心身に障がいを抱える高齢者等交通弱者の通院等機会確保により、安全・安心な暮らしが確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	<p>由利本荘市</p> <p>由利本荘市</p>
--	------------------	--	---------------------------

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

児童館などの子育て支援施設については、子育て支援の観点から、存続とし適正な管理を行っていく。

高齢者福祉施設については、東光苑、鳥寿苑は当面指定管理者制度を利用し適正な管理を行っていく。

その他福祉施設については、建物の耐用年数までは存続とし、適正な管理を行っていく。

8 . 医療の確保

医療の確保の方針

中核病院を中心とした医療体制を維持するため、受診受付システムの導入等により、遠隔地からでも中核病院で円滑な受診が可能な体制を整えるとともに、無医地区への対策として巡回診療を実施し、地域の医療体制の充実強化を図る。

また、奨学金制度の創設による地域の医療を担う医師確保対策を進め、将来にわたり安心できる医療体制を整える。

(1) 現況と問題点

本市の医療機関は、中心部に由利組合総合病院をはじめとする総合病院が3箇所あるが、周辺地域には、一般開業医院、診療所、歯科医院等はあるものの、特定科の診療や入院、夜間、救急時などの受け入れには対応できず、中心部の病院に依存している状況である。しかも、救急時には、周辺地域や山間部からの患者の搬送には数十分から一時間以上を要する地域もある。

そのため、冬期の交通確保とともに、日常の健康管理のための通院等を支援する輸送体制の整備や、6地区ある無医地区対策などが課題である。

また、高齢化社会の進行や疾病構造の変化などに対応するため、医療の需要は今後も増大していくものと予想され、生活習慣病や精神的疾病の増加などにより、医師の確保を図りながら、医療からハリハリにいたる一貫した医療体制の確立と高度な医療水準の確保が求められている。

しかしながら、市内の中核病院においては、特定の診療科で医師が不足するなど十分な医療を提供できない状況にあることから、医師の不在・偏在を解消して市民が安心できる安定した医療サービスを受けられる体制づくりが喫緊の課題である。

(2) その対策

- 1) 生活習慣病や母子健康診査などの各種健康診査の内容を充実させるとともに、受診勧奨を強化し、受診機会の拡充と受診率の向上に努める。
- 2) 高度医療体制の充実、地域診療所施設の整備や常駐医師の確保、医療機器の整備、中核医療機関との連携強化を図る。
- 3) 疾病予防から治療、機能回復まで包括的な医療体制を充実させるとともに、かかりつけ医の普及による効率的な健康管理と適正な受診を推進する。
- 4) 無医地区対策として、中核病院等と連携して巡回診療を実施するほか、コミュニティバスの運行路線等の充実や乗り合いタクシーの運行支援など、医療に対する不安解消を図る。
- 5) 休日応急診療所における休日急患医療の充実と、医療機関との連携による救急患者搬送体制の充実の強化を図る。
- 6) 各種検診の啓発を推進し、健康の保持・増進と疾病予防のための保健活動に取り組むとともに保健・福祉・医療が一体となり、地域医療の充実を図る。
- 7) 医師が不足する診療科の医師確保対策として、地域の将来を担う医学生への奨学金制度等の支援を図る。

対策の目標

24時間365日の救急医療体制の確保	
現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
確保	継続して確保

(3) 計画

事業計画(令和3年度~7年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	診療所	市立診療所屋根・外壁改修事業	由利本荘市	
	その他	市立診療所車両更新事業	由利本荘市	
		市立診療所医療機器更新事業	由利本荘市	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	<p>医師確保対策奨学金貸与事業(貸付・基金)</p> <p>事業の必要性 研修医の都市部集中等により医師の偏在が生じており、地域医療の維持のため医師の確保が求められている。</p> <p>具体の事業内容 将来の地域医療を支える医師確保のため、医師を目指す学生に奨学金を貸与し、医学部修了後に一定期間地域医療に携わった場合、返納を免除する。</p> <p>事業効果 将来の地域医療を担う人材が確保され、住民の安全安心な暮らしの実現が図られることから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	貸付金
		<p>医師研修資金貸与事業</p> <p>事業の必要性 医師偏在を解消し医師確保を進める上で、本地域の公的医療機関で研修を受ける研修医の確保が求められている。</p> <p>具体の事業内容 喫緊の課題である医師確保のため、臨床医に対して研修資金を貸与することで本地域に勤務し易い環境を整備し、勤務後はその期間に応じて返済の全部又は一部を免除する。</p>	由利本荘市	貸付金

		<p>ただし、医師確保対策奨学金貸与を受けた者には貸与しない。</p> <p>事業効果 地域医療に従事する医師の確保対策として即効性があり、住民の安全安心な暮らしの実現が早期かつ安定して図られることから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>救急救命士養成事業 事業の必要性 医療機関から遠隔の地にある過疎地の救命率向上のため、救急業務の高度化により地域医療の確保を図る必要がある。</p> <p>具体の事業内容 計画的に消防職員を救急救命研修所に入校させ、救急救命士を養成する。</p> <p>事業効果 医療機関への救急搬送時の救命率の向上により安全・安心な暮らしが確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>消化管がん対策事業 事業の必要性 本市及びにかほ市においては消化管がんの多発地域であることから、当該地域の消化管がんにおける医療連携の体制を維持・継続する必要がある。</p> <p>具体の事業内容 医療機関が胃がん検診システムの構築に関する臨床研究で確立しつつある技術をもとに、消化管がんの予防等の対策に係る補助事業を行う。</p> <p>事業効果 消化管がんの予防等の対策を図り、由利本荘・にかほ圏域の地域医療の向上に寄与することで、住民の安全・安心が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	<p>由利本荘市</p> <p>由利組合総合病院</p>	<p>補助金</p>
--	--	--	------------------------------	------------

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

医療の確保に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

診療所等については、市内に5施設あるが、へき地診療所は廃止、老朽化の著しい施設は、既存施設の有効活用を検討し、鳥海の3診療所は、財政状況や施設・設備の老朽度などを検討し適正な管理にあたる。

9 . 教育の振興

教育の振興の方針

公立小・中学校の学校環境の適正化に向けて学校再編を進め、安全・安心な学校の整備と快適で学びやすい教育環境の整備を図る。

また、統合等により廃校となった建物について、地域の自立や活性化の面を重視しながらその利活用と有益性を検討し、地域にふさわしい施設として活用を図る。

さらに、国内外地域との相互交流の実施等により将来の地域を担う人材づくりを進め、市民が主体的に学習できる体制や環境の整備を図る。

公立小・中学校の教育施設の整備及び学校教育の推進

少子化による児童生徒の減少が今後も見込まれることから、学校再編を進めて学校環境の適正化を図りバランスのとれた、安全で充実した教育環境を構築し、質の高い学びの場づくりを推進する。

図書館その他の社会教育施設等の整備等

生涯学習やスポーツ等の振興を図り、市民が気軽に活動できる環境を整えるため、既存施設の改修など活用状況に合わせて必要な整備を進めるとともに、施設の老朽化を踏まえながら、利活用の状況を分析し、統合や廃止を進め、施設の適正化を図る。加えて、指導者の育成を進めるなど市民の様々な活動を支援できる体制の充実を図る。

(1) 現況と問題点

公立小・中学校の教育施設の整備及び学校教育の推進

本市の小・中学校は、令和3年4月1日現在で小学校13校、中学校10校から組織されている。しかし、年々児童生徒の数が減少し、少子化問題は本市でも切実な問題となっている。

このような状況のなか、本市の将来を担う人材の育成には、幼少のころからの豊かな心の醸成とともに、知・徳・体のバランスがとれた教育の推進が重要である。

また、学校、家庭、地域社会が連携し総合的な教育活動に取り組み、基礎学力の向上と一人ひとりの個性と創造力・「情報活用能力」を伸ばす教育を推進することが必要である。

特に、新学習指導要領に沿った授業を目指すため、教科指導等でICT機器を活用した授業改善を推進するとともに、教職員の業務の効率化を図るため、校務支援システムの導入など、教育環境の充実に努める必要がある。

学校施設の整備については、児童生徒の減少が今後も見込まれることから、学校再編を進めて学校環境の適正化を図りながら、併せて、老朽化の進む学校施設の計画的な改築、改修を進めていく必要がある。

表4 - 1 (1) 小・中学校数及び児童・生徒数の状況 (学校基本調査)

		平成 27 年度	平成 29 年度	平成 31 年度	令和 3 年度
小学校	学校数	15	14	14	13
	学級数	161	165	160	158
	児童数(人)	3,647	3,578	3,401	3,154
中学校	学校数	10	10	10	10
	学級数	90	84	78	82
	生徒数(人)	2,000	1,859	1,754	1,805

図書館その他の社会教育施設等の整備等

近年、社会経済の変化や余暇時間の増大に伴い、趣味・教養講座等に対する市民の関心が高まり、心の豊かさの追求、学習活動に対するニーズの多様化に併せ、スポーツ・文化活動等広範囲にわたる社会教育活動が展開されている。

市民の学習活動は公民館を中心に図書館や資料館、美術館などの社会教育関連施設で行われており、その整備を図るとともに、各種講座の拡充、自らの能力、意欲に応じた学習機会の提供が求められている。

特に、本荘郷土資料館を始め、市内の資料館全体の老朽化が進んでいることから、今後の資料館のあり方について調査・研究を進め、本市にふさわしい新たな歴史文化拠点施設の整備が求められている。

市民が、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に発揮できるよう社会教育推進体制を一層整備し、より充実した社会教育環境を構築する必要がある。

また、スポーツが心身とも健全で豊かな生活を営むうえで不可欠なものとして社会的関心が高まっており、2009年秋田県は、「スポーツ立県あきた」を宣言し、スポーツを通じた秋田の元気づくりと地域の活性化、生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり、競技力のレベルアップによるスポーツ王国秋田を目指している。

本市においても、スポーツを通して「健康で笑顔あふれる地域づくり」を目指し、市民すべての年代において、「だれでも・いつでも・どこでも・いつまでも」スポーツに親しみ、楽しめる環境づくりに努めながら、市民と一体となってスポーツ振興を積極的に推進するため、平成28年9月に「スポーツ振興計画」を策定し、同年10月10日に「スポーツ立市宣言」を行った。

平成30年にオープンした総合防災公園由利本荘アリーナ（ナイスアリーナ）をスポーツ振興の中心的な施設として位置づけ、競技スポーツや生涯スポーツをはじめ、市民自らが健康づくり・体力づくりに積極的に親しむことができる施設として、指定管理者と連携して愛される施設づくりに努め、「スポーツを通して躍動と活力あふれるまちづくり」に一層取り組む必要がある。

市内外交流の推進

市民相互に社会参加や世代間交流、体験活動への参加意識の高揚を図ることは、地域活力をはじめ、コミュニティづくりの根元となっている。産業・福祉・教育・文化等諸分野における交流活動を推進するため、交流場所の整備や指導者をはじめとする人材育成が必要である。

また、地域の教育力を低下させないためにも、放課後子ども教室などによる児童・生徒の健全育成を進めるとともに学校・家庭・地域が連携した子育て支援体制づくりが必要である。

そのほか、国際的視野の高揚を図るため、国際交流活動や外国人受け入れを通じた交流を実現させ、その支援体制を整えていく必要がある。

本市の自然や歴史、伝統文化など豊かな資源を活かしながら小中学校間の交流やふるさと学習教育を推進するとともに、各分野のネットワークの整備を行い情報の共有化に努め、市民の融和と交流を促進するイベントの創出を図る必要がある。

(2) その対策

公立小・中学校の教育施設の整備及び学校教育の推進

- 1) 老朽化した校舎の改築や改修等、学校施設を計画的に整備し教育環境の充実を図るほか、児童・生徒減少の現状に鑑み、学校再編や廃校となった校舎の利活用について検討するとともに、通学距離が延びた児童・生徒の通学手段を確保する。
- 2) 教科指導等で、ICTを活用しながら児童生徒の「情報活用能力」を高めるとともに、校務支援システムの活用により、教職員の業務の効率化を図る。

- 3) 地域の実情や要望等に応じて、学校施設を積極的に開放するなど、地域に開かれた学校づくりを推進する。
- 4) 児童生徒が本との触れ合いを通して、思考力・創造力・表現力を高めるとともに、豊かな心を育むことができるよう、読書活動の充実を図る。
- 5) ふるさとの自然や先人の偉業に触れるなど、郷土愛を育むためのふるさと教育を推進する。
- 6) 一人ひとりに応じた指導を展開して、基礎学力の向上と健全な心身の育成に努める。
- 7) ボランティア体験活動や社会への奉仕活動などを通して、思いやりのある豊かな心の育成に努める。
- 8) A L T（外国語指導助手）による国際理解教育の充実を図るなど、国際化時代に対応できる児童生徒の育成に努める。
- 9) 幼稚園と保育所及び小学校が連携し、保護者のニーズを踏まえた就学前教育の充実を図る。

図書館その他の社会教育施設等の整備等

- 1) 公民館や図書館等の社会教育施設の整備と充実を図る。
- 2) 住民のニーズに対応した生涯学習講座等の充実に努め、学習機会の拡大を図るとともに、住民との協働による事業の推進を図る。
- 3) 地域に存在するさまざまな知識や技術を持った人材の把握に努め、生涯学習ボランティアとして、その人材の積極的な活用を図る。
- 4) 図書館の蔵書・資料の充実やネットワーク化によるサービスの向上に努める。
- 5) 芸術文化活動を推進するとともに、各種芸術文化団体やサークル等の育成と活動の支援に努める。
- 6) 本市にふさわしい歴史文化拠点施設について調査・研究を進め、新たな施設の整備を進める。
- 7) 地域の特性を活かした生涯スポーツ・レクリエーション活動の普及や定着のため、全市またはブロック単位でのスポーツ教室やスポーツ大会の開催などを推進する。
- 8) 競技団体や関係機関と連携し、競技の特性に応じたジュニア層から一貫した指導体制を充実させるとともに強化事業を総合的に実施し、競技スポーツの振興を図る。
- 9) 体育協会・スポーツ推進委員やスポーツ少年団との連携のもとに、生涯スポーツ指導者講習会等を開催し、高度な専門知識を有する指導者の養成を図る。
- 10) スポーツ・レクリエーション活動の拠点となるスポーツ施設の整備を図るとともに、施設の効果的な管理運営の促進に努める。
- 11) 各競技の東北・全国規模の会場となる施設整備と開催運営体制の強化を図るとともに支援の充実に努める。

その他

- 1) 放課後の子どもたちの安全・安心の確保を図るとともに、学習拠点としての質の向上にも努める。
- 2) 障がい者が利用しやすい学習環境を整え、障がい者の生涯学習の支援を進める。

対策の目標

地域の人材を活用した授業等の回数（1校あたり）	
現状値 （令和2年度）	目標値 （令和7年度）
4.2回	5回

（3）計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	矢島小学校改築事業	由利本荘市		
		新山小学校改築事業	由利本荘市		
		本荘東中学校区統合小学校建設事業	由利本荘市		
		学校LED化事業	由利本荘市		
		学校空調設備整備事業	由利本荘市		
		屋内運動場	矢島小学校改築事業（体育館）	由利本荘市	
		屋外運動場	岩谷小学校グラウンド改修事業	由利本荘市	
			新山小学校グラウンド改修事業	由利本荘市	
			西目中学校テニスコート改修事業	由利本荘市	
		スクールバス・ポート	本荘北中学校テニスコート改修事業	由利本荘市	
	スクールバス購入事業 （本荘地域4台、岩城地域5台、由利地域1台、東由利地域4台、鳥海地域5台）		由利本荘市		
	給食施設	南部共同調理場（仮称）建設事業	由利本荘市		
		給食配送用車両購入事業	由利本荘市		
	その他	学校教育情報化推進事業	由利本荘市		
	(3)集会施設、体育施設等 公民館	西目公民館「シーガル」改修事業 外壁、屋上防水、ロビー床改修、空調設備改修	由利本荘市		

集会施設	東由利公民館冷暖房設備改修事業	由利本荘市
	北内越公民館空調設備改修事業	由利本荘市
	子吉公民館空調設備改修事業	由利本荘市
	矢島コミュニティセンター「日新館」改修事業	由利本荘市
	大規模改修（空調、外壁等）	
	岩城コミュニティセンター「岩城会館」改修事業	由利本荘市
	市民交流学習センターエレベーター更新事業	由利本荘市
	大内農村環境改善センター改修事業	
	空調・内装改修	由利本荘市
	東由利総合開発センター「有鄰館」改修事業	
	屋根防止水シート張替・冷暖房設備改修	由利本荘市
	紫水館改修事業	
	照明、空調、音響設備改修	由利本荘市
	床・絨毯張替、駐車場舗装	
鳥海・笹子学習センター解体事業		
教室棟解体、体育館棟耐震補強改修	由利本荘市	
社会福祉施設「鶴舞会館」整備事業	由利本荘市	
文化交流館「カダレー」整備事業	由利本荘市	
直根・笹子公民館維持補修事業	由利本荘市	
アクアパル改修事業	由利本荘市	
鳥海山・木のおもちゃ美術館整備事業	由利本荘市	
体育施設	東由利体育館改修事業	由利本荘市
床、内壁、天井改修		
矢島スポーツゾーン整備事業		
体育館、グラウンド整備	由利本荘市	
本荘由利総合運動公園改修事業	由利本荘市	
由利緑地公園整備事業	由利本荘市	
総合体育館メインアリーナ床面改修事業	由利本荘市	
堤台スポーツエリアテニスコート改修事業	由利本荘市	
屋内運動広場「げんき館」改修事業	由利本荘市	

	東由利プール改修事業	由利本荘市
	鳥海球場グラウンド改修事業	由利本荘市
	鳥海トレーニングセンター改修事業 トイレ、屋根、床改修	由利本荘市
	直根体育館解体事業	由利本荘市
	大平スキー場圧雪車購入事業	由利本荘市
	B & G 西目海洋センタープール・屋根等改修事業	由利本荘市
	西目サッカー場改修事業	由利本荘市
	B & G 由利海洋センター屋根等改修事業	由利本荘市
	由利グラウンドゴルフ場整備事業	由利本荘市
	遊泳館設備改修事業	由利本荘市
	サンライフスポーツプラザ大規模改修事業	由利本荘市
	本荘プール改修事業	由利本荘市
	本荘由利総合運動公園テニスコート改修事業	由利本荘市
	由利本荘市ソフトボール場改修事業	由利本荘市
	由利本荘市総合体育館等体育施設照明器具改修事業	由利本荘市
	矢島格技場改修事業	由利本荘市
(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	<p>スクールバス運行事業</p> <p>事業の必要性</p> <p>少子化に伴う小中学校の統廃合により、児童・生徒の通学距離が大幅に伸びていることから、冬期間も含めた安全な通学交通により、安心安全な地域社会の実現を図る必要がある。</p> <p>具体の事業内容</p> <p>児童・生徒の通学を支援するため、スクールバスを運行する。</p> <p>事業効果</p> <p>生徒・児童の通学時における安全と、子育て世帯の安心が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

教育の振興に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

学校教育施設については、平成30年度に第二次学校環境適正化基本計画を策定しており、統廃合や改築を推進していく。校舎等建物については、築後20年を目安に大規模改修を行い、長寿命化に努める。給食センターは、地域毎の共同調理場や各学校にある単独調理場を含め再編を行い集約する。併せて、運営についても業務委託などで検討を進めていく。

文化系施設については、公民館などは市民活動の拠点であるため今後も適正な維持管理を行い、廃校を利用した学習センター等は老朽化が進んだ時点で廃止し、地域集会施設等は集約化・複合化の検討を進めていく。

社会体育施設については、市民のスポーツ活動の拠点となる施設を今後も適正な維持管理を行い、運営についても業務委託の導入の検討を進めていく。

10. 集落の整備

集落の整備の方針

道路整備や公共交通の確保など必要な社会基盤を整備し、住環境の整備に努めるとともに、他の集落や地域との交流を図りながら、地域の将来を支える人材の育成及び支援を行う。

(1) 現況と問題点

市内各地域には、大小数多くの集落自治組織が形成されている。これまでに集落における環境づくりには、生活に身近な事項を計画的に実施してきた。しかし、由利本荘市におけるまちづくりについては、中心部だけがよくなり、周辺地域はさびれていくのではないかと住民の不安があることから、周辺部にも配慮した均衡ある計画を実施する必要がある。

さらに、今後の急速な高齢化の進展とともに集落機能の維持が困難となっていくことが懸念されるため、集落対策や若者の定住促進が課題となっている。

また、住民にとって最も身近な自治組織である町内会や自治会などにおいて、コミュニティ機能が低下してきている。こうしたなか、自立と活力ある由利本荘市の創出のためには、市民・行政・民間が一体となって知恵を出しあいながら創意工夫のもとで協力し、まちづくりを進めていくことが必要である。

市民のふるさと意識はもとより、コミュニティ活動の活発化、生産意欲の向上を促進し、自立ある地域づくりと活性化を推進する必要がある。

(2) その対策

- 1) 住民自治活動に関する情報収集・提供・交流・相談・研修・支援、コーディネート及び人材育成・派遣を行う地域コミュニティサポート窓口を設置するとともに、集落支援員の設置や、自治活動をリードできる地域リーダー育成の支援、コミュニティ意識の啓発、住民参加の促進に努める。
- 2) 日常生活の安全性・利便性向上のため、生活関連道路の改良整備を行う。
- 3) 冬季生活の安全確保のため、道路除雪及び宅地内の排雪支援を行う。
- 4) 市民総参加でのまちづくり推進のため、市政懇談会をはじめ、各種対話集会を実施するなど、自治集落と行政が一体となった地域づくりの意識高揚を図る。
- 5) 旧市町の区域ごとに住民自治組織の代表者等で構成するまちづくり協議会を活用し、計画策定や管理・運営などさまざまな段階・分野で住民参画を推進する。
- 6) 自主的に行う地域づくり事業に対し助成措置を講じ、地域活動団体や住民自治組織の活性化を図る。

対策の目標

除雪を目的とした組織=共助組織や除雪ヘルパー育成件数(5か年)	
現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度から令和7年度)
1件	毎年1件

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設 名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	<p>(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備</p> <p>(3) その他</p>	<p>地域づくり推進事業 事業の必要性 過疎化により地域の活力が低下する中、地域社会を維持・活性化し、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、住民の自主的な地域づくり活動を支援する必要がある。 具体の事業内容 地域運営団体が行う地域課題解決に向けた文化・交流事業、観光事業、協働のまちづくり事業等の取組に対し補助する。 事業効果 地域運営団体の行う様々な事業を通じて、地域の活力増進と連帯感の創出及びコミュニティ機能の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>町内会・自治会げんきアップ事業 事業の必要性 今後ますます複雑化、多様化、高度化する住民ニーズに対応するためには、町内会など地域コミュニティが母体となり、そこに住む住民自身の力で解決できるようにしていく必要があるため。 具体の事業内容 町内点検、アンケート、まち歩きを通じた現状の把握と将来計画づくりに向けた、事例学習会、視察研修、ワークショップを行い、地域の維持・活性化の支援を行う。 事業効果 町内会などの地域住民が、現状を見つめながら地域のあるべき将来像を探るとともに、その実現に向けて「住民の力でできること」を話し合い、地域の維持・活性化につなげることができる。</p>	<p>由利本荘市</p> <p>由利本荘市</p>	

11. 地域文化の振興等

地域文化の振興等の方針

伝統芸能を守り、伝え続けることができるように、民俗芸能伝承館「まいーれ」を拠点として民俗芸能団体の交流及び市内の民俗芸能の保存伝承と伝統文化の情報発信を図り、地域の児童生徒が後継者となるよう、育成・支援を行うとともに、有形・無形の文化財の保存や記録に努める。

また、国指定史跡でもある秀峰鳥海山や地域の山、川、海が作り出す景観を財産ととらえ、ジオサイトの他、保全すべき「日本の原風景」を将来に残し伝えるために必要な対策に努める。

さらに、歴史を後代に伝えることができるように、歴史的資料として重要な価値を有する公文書等の整理・保存・利用に努める。

(1) 現況と問題点

市内に残る貴重な自然遺産や数多くの歴史的文化財、郷土芸能は市民共有のかけがえのない財産であり、それらを後世に伝え継ぎ、利活用を図るためには、調査・記録・保存整備を計画的に継続して進める必要がある。

民俗芸能については、伝承のための後継者養成が課題であり、民俗芸能伝承館「まいーれ」を伝承拠点として伝承団体や芸術文化団体の育成・支援に努める必要がある。

また、歴史・文化を学び、文化財を活用する各資料館は築 30 年度を超え老朽化が著しく、資料の収集・保存・展示に支障が出ており、良好な状態での資料保存と活用を図り、市全体の歴史・文化を学べる施設の整備を進める必要がある。

文化は市民一人ひとりの自主的、創造的な活動により形成されていくものであり、児童生徒へのふるさと教育を推進するとともに、市民と行政がともに力を合わせて、由利本荘市にふさわしい地域に根ざした個性豊かな文化の創造に取り組む必要がある。

永年保存しなければならない公文書や、歴史的価値がある文書、資料等は市民の宝であり、後世に引き継いでいくことが重要である。

本市では、合併前の旧町地域に総合支所が設置されているが、平成 27 年度には、岩城総合支所の旧議場を公文書の書庫として整備し、活用している。今後、公文書が増え続けることにより、保管場所が不足することから、閉校した小学校等の施設の有効活用も含めて、公文書館の整備を検討していく必要がある。

(2) その対策

- 1) 地域文化の振興等地域に残る貴重な文化財等を調査発掘し、保存や保護並びに記録に努める。
- 2) 自然景観を財産ととらえ、鳥海山・飛鳥ジオパーク推進協議会と連携し、後世に残すべき景観についてその保全に努める。
- 3) 地域に根ざした伝統芸能など民俗文化財の保存と継承を図る。
- 4) 後継者育成、公開事業等について支援するとともに、祭りや行事等の記録や保存に努める。
- 5) 文化資産に関わる情報の発信に努め、市民の体験学習等を通じて文化財愛護思想や郷土愛の高揚を図る。
- 6) 地域間及び国際交流事業等による文化交流を推進する。
- 7) 市内全体の歴史・文化を学べる施設として歴史文化拠点施設の整備を推進する。
- 8) 既存施設を活用し、公文書館を整備する。

対策の目標

各種民俗芸能公演事業（猿倉人形芝居・市民俗芸能大会）鑑賞者数	
現状値 （令和元年度）	目標値 （令和7年度）
400人	400人

（3）計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	ゆりの里郷土資料館解体事業（由利地域）	由利本荘市	
		天鷲郷施設改修事業 茅葺屋根葺き替え	由利本荘市	
		国指定史跡鳥海山「森子大物忌神社」 駐車場等整備事業	由利本荘市	
		国指定史跡鳥海山「木境大物忌神社」茅葺き 屋根改修事業費補助金	宗教法人 木境大物忌 神社	補助金
		国登録有形文化財「龍源寺本堂」茅葺き屋根 改修事業費補助金	宗教法人龍 源寺	補助金
	(仮称)歴史・文化拠点施設整備事業	由利本荘市		
	その他	公文書館整備事業	由利本荘市	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

地域文化の振興等に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

文化施設については、歴史的価値のある施設は存続するものであるが、展示保管の基準、文化財収蔵の考え方を整理し、将来的には施設の集約など資料館のあり方について、歴史文化拠点整備と合わせて総合的に検討していく。

公文書館については、既存の遊休施設を改修し整備することで、有効活用することを検討していく。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

再生可能エネルギーの利用の推進の方針

再生可能エネルギーの利用の推進により、自然的特性を生かしたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及び、エネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図るとともに、新たな産業基盤を構築して地域振興を進める。

(1) 現況と問題点

自然に恵まれた本市にとって、再生可能エネルギーを活用した新たな産業基盤は可能性のある産業分野であることから、利用可能エネルギーの調査・検討を十分に行い、利用について推進する必要がある。

(2) その対策

再生可能エネルギーを利活用した施設について十分に調査・検討し、利活用施設設置による環境に配慮した社会の実現に努める。

対策の目標

未利用系バイオマス炭素換算利用率	
現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
27.3%	39.0%

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展施策 区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	再生可能エネルギー設備整備事業	由利本荘市	
		木質バイオマス利活用施設整備事業	由利本荘市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

再生可能エネルギーの利用の推進に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

その他地域の持続的発展に必要な事項の方針

将来にわたり、本市最大の地域資源である豊かな自然と美しい景観を継承していく中で、利便性の向上と安全性を備えた快適な生活空間を形成し、定住者と移住者の増加につなげる環境共生社会を目指します。

市民一人ひとりが、互いを尊重する意識を高めるとともに、あらゆる分野・組織において性別、年齢、国籍などにかかわらず参画できる機運の醸成に努め、市民の能力を存分に発揮できる男女共同参画社会を目指します。

(1) 現況と問題点

自然環境の保全及び再生

市民生活においては、ごみの減量化などにより循環型社会への転換を進めています。また、地域住民による環境保護への取り組みも定着し、各町内会単位のクリーンアップの持続的な実施、学校や各種団体、企業による積極的な美化活動が行われております。また、不法投棄防止活動を地元住民の協力を得ながら行い、ふるさと景観の保全に努めております。

今後も、市民の誇りであり、本市最大の財産でもある豊かな自然環境を次代に継承するために、資源循環型社会の形成、地球温暖化防止の推進、ふるさと景観の保全を一体的に推進していく必要があります。

男女共同参画社会の推進

平成21年4月本市では男女共同参画都市宣言を行い、毎年、市民参画による街頭啓発キャンペーンや市民講座を開催するなどし、男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。

これまでの、市民アンケートでは、男女の平等意識や女性の参画についての満足度は徐々に向上しており、一方、子ども・子育て支援の充実のため男女ともに仕事と家庭を両立する環境の整備が望まれています。

(2) その対策

自然環境の保全及び再生

- 1) 花壇づくり活動、緑化活動の推進、美化活動、不法投棄防止活動の推進等によりふるさと景観の保全に努める。
- 2) 北限群落のタブノキの生息地（松ヶ崎親川地区）を始めとする保護地域の保全を推進する。
- 3) 市民、地域、事業者、関係機関の協働により鳥海山・飛鳥ジオパークの推進を図る。

男女共同参画社会の推進

- 1) 審議会・各種委員会への女性参画の促進により、男女共同参画の実践を図る。
- 2) 街頭キャンペーンの実施や、男女共同参画市民講座の開催などによる市民意識の啓発に努める。
- 3) 男女共同参画推進室の設置により関係団体の活動促進、育成に努める。

対策の目標

審議会・各種委員会の女性参画割合	
現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
23.9%	30.0%

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展施策 区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		鳥海山・飛鳥ジオパーク推進事業(ソフト)	由利本荘市	
		男女共同参画推進事業(ソフト)	由利本荘市	

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

過疎地域持続的 発展別事業	事業名（施設 名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(9) 過疎地域 持続的発展特 別事業 公共交通	<p>由利高原鉄道運営支援事業 事業の必要性 地域住民の日常生活に必要な移動のための交通手段であり、鳥海地域の観光振興を図っていくための重要な資源である由利高原鉄道を維持していく必要がある。</p> <p>具体の事業内容 由利高原鉄道活性化計画に基づく地元負担として、運行経費への補助金を交付する。</p> <p>事業効果 地域住民の交通手段の維持が図られ、安全・安心に暮らせる定住環境が確保される。また鉄道が存在することによる地域イメージの向上や観光客の誘客が図られ、観光振興につながり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利高原鉄道株式会社	<p>補助金 (事業効果が将来に及び理由) 地域住民の交通手段の維持が図られ、安全・安心に暮らせる定住環境が確保される。また鉄道が存在することによる地域イメージの向上や観光客の誘客が図られ、観光振興につながり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>乗り[違い]交通運営事業 事業の必要性 過疎化や高齢化により、安心して「おでかけ」できなくなりつつある状況において、最低限の生活を維持していくため、地域における移動手段を確保する必要がある。</p> <p>具体の事業内容 各集落から近くの生活拠点や、交通結節点に乗り入れできるよう、乗合タクシー、公共交通空白地有償運送、互助による輸送のうち、地域に合った事業を実施する。</p> <p>事業効果 地域内の支え合いと交流の活性化が図られるとともに、路線バスや鉄道と接続することにより、公共交通機関の利用が促進され、また、地域内のスーパーや商店、医療機関が積極的に活用されるなど、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	町内会等	<p>補助金 (事業効果が将来に及び理由) 地域内の支え合いと交流の活性化が図られるとともに、路線バスや鉄道と接続することにより、公共交通機関の利用が促進され、また、地域内のスーパーや商店、医療機関が積極的に活用されるなど、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>

	交通施設維持	<p>橋梁・トンネル長寿命化支援事業 事業の必要性 住民が将来にわたり安全安心に暮らすことのできる社会基盤の整備のため橋梁・トンネルの適正な維持管理を図る必要がある。</p> <p>具体の事業内容 橋梁・トンネルの調査を行い、健全度評価に関する診断に基づき長寿命化対策に係る計画を策定するとともに、その計画に則り修繕を行う。</p> <p>事業効果 予防保全的管理を確立することにより、事故を防止し、橋梁・トンネルの耐用年数の延伸が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	(事業効果が将来に及ぶ理由) 予防保全的管理を確立することにより、事故を防止し、橋梁・トンネルの耐用年数の延伸が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>路面性状調査事業 事業の必要性 市内には老朽化した市道が多く存在することから、当該事業を実施し、将来にわたり地域住民の安全な交通を確保する必要がある。</p> <p>具体の事業内容 市道の損傷・劣化等を把握し、修繕計画に基づく予防的な修繕を実施する。</p> <p>事業の効果 市道の修繕に係る経費の縮減を図りつつ、将来にわたり地域の道路網の安全性・信頼性を確保することができる。</p> <p>このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	(事業効果が将来に及ぶ理由) 市道の修繕に係る経費の縮減を図りつつ、将来にわたり地域の道路網の安全性・信頼性を確保することができる。 このことから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>下水道ストックマネジメント事業 (本荘・矢島・道川・前郷・岩谷・処理区) 事業の必要性 住民が将来にわたり安全安心に暮らすことのできる社会基盤の整備のため下水処理施設の適正な維持管理を図る必要がある。</p> <p>具体の事業内容 処理場やポンプ場の各施設の腐食・損傷状況や動作状況等の調査、管路施設のTVカメラ調査等を行い、健全度評価に関する診断に基づき長寿命化対策に係る計画を策定する。</p> <p>事業効果 予防保全的管理を確立することにより、排水、処理機能の停止等を防止し、ライフサイクルコストの最小化、施設耐用年数の延伸が図られ、</p>	由利本荘市	(事業効果が将来に及ぶ理由) 予防保全的管理を確立することにより、排水、処理機能の停止等を防止し、ライフサイクルコストの最小化、施設耐用年数の延伸が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

<p>将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>		
<p>本荘地域市営住宅長寿命化事業（改修）長寿命化計画策定（見直し）、伊勢堂、梵天団地 事業の必要性 住宅セーフティネットである市営住宅について、老朽化し更新期を迎えている大量の施設を効率的に更新及び維持管理するうえで、予防的管理や長寿命化に資する改善を計画的に推進する必要がある。 具体的事業の内容 既存市営住宅の現状分析を踏まえ長寿命化対象施設を特定し、事業手法の選定、実施予定一覧等の長寿命化対策に係る計画を策定（見直し）する。 事業効果 計画に基づく事業実施、適正な施設管理により、ライフサイクルコストの縮減、住宅セーフティネットの確保が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	<p>由利本荘市</p>	<p>（事業効果が将来に及ぶ理由） 計画に基づく事業実施、適正な施設管理により、ライフサイクルコストの縮減、住宅セーフティネットの確保が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
<p>公園長寿命化計画策定事業 事業の必要性 住民が安全安心に暮らすことのできる社会基盤を維持するため、災害時の避難場所、住民の散策や憩いの場である公園について、安全性の確保、良好な利用環境を整える必要がある。 具体の事業内容 既存ストックである四阿や園路等の公園設備を目視による調査を行う。構築物については、必要に応じて強度試験等を行いながら、健全度調査を進め、長寿命化対策に係る計画を策定する。 事業効果 公園施設の長寿命化・適正な管理により、ライフサイクルコストの縮減、公園の安全性が確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	<p>由利本荘市</p>	<p>（事業効果が将来に及ぶ理由） 公園施設の長寿命化・適正な管理により、ライフサイクルコストの縮減、公園の安全性が確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>

	<p>住宅リフォーム資金助成事業 事業の必要性 高年齢者や子育て世代が、安心して快適に暮らし続けることのできる居住環境を確保するため、住宅の老朽化や経年劣化による修繕やバリアフリー化等に係る負担を軽減することにより、集落の維持及び活性化を図るとともに、定住促進に寄与する。 具体の事業内容 住宅リフォームに係る費用の一部を助成 50万円以上(一部20万円以上)の工事を対象 事業効果 助成により居住環境の向上や、子育て世代の経済的負担の軽減が図られることで住民の定住が期待されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	<p>民 間</p>	<p>補助金 (事業効果が将来に及ぶ理由) 助成により居住環境の向上や、子育て世代の経済的負担の軽減が図られることで住民の定住が期待されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
	<p>老朽化公共施設解体事業 事業の必要性 過疎化の進行により学校や公共施設の統廃合が進み、老朽化不要公共施設が増加していることから住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことの出来る地域社会の実現を図るためには、倒壊や火災、犯罪等を未然に防止するため、老朽化不要公共施設を適正に管理する必要がある。 具体の事業内容 老朽化不要公共施設を解体・撤去する。 事業効果 倒壊事故等の恐れがある等、危険な状態にある老朽化不要公共施設を解体・撤去することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現が図られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する事業である。</p>	<p>由利本荘市</p>	<p>(事業効果が将来に及ぶ理由) 倒壊事故等の恐れがある等、危険な状態にある老朽化不要公共施設を解体・撤去することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現が図られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する事業である。</p>
	<p>公共施設等総合管理基金積立金 事業の必要性 老朽化した危険な施設を解体することで地域の安心・安全を確保する必要があること、及び効率的な行政運営を図るため。 具体的な事業内容 由利本荘市公共施設等総合管理計画に基づき、対象施設を解体するための基金積立を行う。 事業効果 財政負担の軽減・平準化、及び、倒壊事故等の恐れがある等、危険な状態にある老朽化不要公共施設を解体・撤去することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現が図られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する事業である。</p>	<p>由利本荘市</p>	<p>(事業効果が将来に及ぶ理由) 財政負担の軽減・平準化、及び、倒壊事故等の恐れがある等、危険な状態にある老朽化不要公共施設を解体・撤去することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現が図られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する事業である。</p>

		<p>消防施設長寿命化事業 事業の必要性 設置・配備から長期間経過した消防施設について、最適な作動環境等を維持することで地域の安全・安心を確保する必要がある。</p> <p>具体的な事業内容 消防施設について、長寿命化を図るために必要なメンテナンスを施す。</p> <p>事業効果 適切なメンテナンスを施すことで、最適な作動環境等が維持され、有事の際に安全、確実、迅速な災害対応が可能となり、地域住民の生命身体及び財産を守り、将来にわたり地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	(事業効果が将来に及び理由) 設置・配備から長期間経過した消防施設について、その長寿命化を図るために適切なメンテナンスを施すことで最適な作動環境等が維持され、有事の際に安全、確実、迅速な災害対応が可能となり、地域住民の生命身体及び財産を守り、将来にわたり地域の持続的発展に資する事業である。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	<p>福祉医療費助成事業 事業の必要性 少子化、人口減少が進行する中で、子育て支援の充実により、子育て世帯などの若年層の定住及び少子化対策を推進する必要がある。</p> <p>具体の事業内容 市単独事業により秋田県福祉医療費支給事業の対象範囲を拡大して(県補助事業では所得制限により非該当となる者に支給を拡大するとともに、自己負担分についても支給する。また、対象年齢を高校生世代まで拡大する。)医療費を支給する。</p> <p>事業効果 子育て支援の充実により、若年層の定住環境、安心して子どもを産み育てられる環境が整備され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	(事業効果が将来に及び理由) 子育て支援の充実により、若年層の定住環境、安心して子どもを産み育てられる環境が整備され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

		<p>子育て支援金事業 事業の必要性 少子化、人口減少が進行する中、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子を複数持つことを希望している世帯の後押しをする必要がある。 具体の事業内容 第2子、第3子以降出生の際に支援金を支給する。 事業効果 子育て世帯の経済的負担軽減により、安心して子どもを産み育てられる環境が整備され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	<p>由利本荘市</p>	<p>(事業効果が将来に及び理由) 少子化・人口減少が進行する中、子育て世帯の経済的負担の軽減により、安心して子どもを産み育てられる環境が整備され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>民間保育所等解体事業 事業の必要性 市内園児数の減少により、保育施設等の運営が困難になっている地域において、当該運営法人の経営を支援し、保育サービス等の提供を維持する必要がある。 具体の事業内容 市内園児数減少の影響を受け、統廃合により廃園となった園舎の解体費用の一部を補助する。 事業効果 保育施設等運営法人の経営安定化を図ることで保育サービス等の提供が維持され、安心して子どもを産み育てられる環境が整い、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	<p>社会福祉法人・学校法人</p>	<p>補助金 (事業効果が将来に及び理由) 運営法人の経営安定化が図られ、保育サービス等の提供が維持されることで、安心して子どもを産み育てられる環境が整い、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
<p>高齢者・障害者福祉</p>		<p>緊急通報システム整備事業 事業の必要性 過疎化の進行により一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、急病や緊急時の不安の解消を図る必要がある。 具体の事業内容 おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯及びそれに準ずる世帯に緊急時の連絡・見守り手段として緊急通報装置(ワンボタンで委託業者等の登録先に電話がつながるもの)を貸与し、在宅生活を支援する。 事業効果 一人暮らし高齢者等の安全・安心な暮らしが確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	<p>由利本荘市</p>	<p>(事業効果が将来に及び理由) 一人暮らし高齢者等の安全・安心な暮らしが確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>

		<p>外出支援サービス事業 事業の必要性 過疎化の進行により一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、身体状況等により公共交通機関の利用が困難な高齢者の医療機関への通院手段を確保する必要がある。</p> <p>具体の事業内容 おおむね65歳以上の高齢者であって、身体状況又は精神状況により一般の公共交通機関を利用することが困難な者を対象に医療機関への送迎を行う。</p> <p>事業効果 心身に障がいを抱える高齢者等交通弱者の通院等機会確保により、安全・安心な暮らしが確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	(事業効果が将来に及ぶ理由) 心身に障がいを抱える高齢者等交通弱者の通院等機会確保により、安全・安心な暮らしが確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
7 医療の確保	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>医師確保対策奨学金貸与事業(貸付・基金)</p> <p>事業の必要性 研修医の都市部集中等により医師の偏在が生じており、地域医療の維持のため医師の確保が求められている。</p> <p>具体の事業内容 将来の地域医療を支える医師確保のため、医師を目指す学生に奨学金を貸与し、医学部修了後に一定期間地域医療に携わった場合、返納を免除する。</p> <p>事業効果 将来の地域医療を担う人材が確保され、住民の安全安心な暮らしの実現が図られることから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	貸付金 (事業効果が将来に及ぶ理由) 将来の地域医療を担う人材が確保され、住民の安全安心な暮らしの実現が図られることから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

	<p>医師研修資金貸与事業 事業の必要性 医師偏在を解消し医師確保を進める上で、本地域の公的医療機関で研修を受ける研修医の確保が求められている。</p> <p>具体の事業内容 喫緊の課題である医師確保のため、臨床医に対して研修資金を貸与することで本地域に勤務し易い環境を整備し、勤務後はその期間に応じて返済の全部又は一部を免除する。ただし、医師確保対策奨学金貸与を受けた者には貸与しない。</p> <p>事業効果 地域医療に従事する医師の確保対策として即効性があり、住民の安全安心な暮らしの実現が早期かつ安定して図られることから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	<p>貸付金 (事業効果が将来に及び理由) 地域医療に従事する医師の確保対策として即効性があり、住民の安全安心な暮らしの実現が早期かつ安定して図られることから将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
	<p>救急救命士養成事業 事業の必要性 医療機関から遠隔の地にある過疎地の救命率向上のため、救急業務の高度化により地域医療の確保を図る必要がある。</p> <p>具体の事業内容 計画的に消防職員を救急救命研修所に入校させ、救急救命士を養成する。</p> <p>事業効果 医療機関への救急搬送時の救命率の向上により安全・安心な暮らしが確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	<p>(事業効果が将来に及び理由) 医療機関への救急搬送時の救命率の向上により安全・安心な暮らしが確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
	<p>消化管がん対策事業 事業の必要性 本市及びにかほ市においては消化管がんの多発地域であることから、当該地域の消化管がんにおける医療連携の体制を維持・継続する必要がある。</p> <p>具体の事業内容 医療機関が胃がん検診システムの構築に関する臨床研究で確立しつつある技術をもとに、消化管がんの予防等の対策に係る補助事業を行う。</p> <p>事業効果</p>	由利組合総合病院	<p>補助金 (事業効果が将来に及び理由) 消化管がんの予防等の対策を図り、由利本荘・にかほ圏域の地域医療の向上に寄与することで、住民の安全・安心が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>

		<p>消化管がんの予防等の対策を図り、由利本荘・にかほ圏域の地域医療の向上に寄与することで、住民の安全・安心が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>		
8 教育の振興	<p>(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育</p>	<p>スクールバス運行事業 事業の必要性 少子化に伴う小中学校の統廃合により、児童・生徒の通学距離が大幅に伸びていることから、冬期間も含めた安全な通学交通により、安心安全な地域社会の実現を図る必要がある。 具体の事業内容 児童・生徒の通学を支援するため、スクールバスを運行する。 事業効果 生徒・児童の通学時における安全と、子育て世帯の安心が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	<p>(事業効果が将来に及ぶ理由) 生徒・児童の通学時における安全と、子育て世帯の安心が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
9 集落の整備	<p>(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備</p>	<p>地域づくり推進事業 事業の必要性 過疎化により地域の活力が低下する中、地域社会を維持・活性化し、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、住民の自主的な地域づくり活動を支援する必要がある。 具体の事業内容 地域運営団体が行う地域課題解決に向けた文化・交流事業、観光事業、協働のまちづくり事業等の取組に対し補助する。 事業効果 地域運営団体の行う様々な事業を通じて、地域の活力増進と連帯感の創出及びコミュニティ機能の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	由利本荘市	<p>(事業効果が将来に及ぶ理由) 地域運営団体の行う様々な事業を通じて、地域の活力増進と連帯感の創出及びコミュニティ機能の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>

<p>(3) その他</p>	<p>町内会・自治会げんきアップ事業 事業の必要性 今後ますます複雑化、多様化、高度化する住民ニーズに対応するためには、町内会など地域コミュニティが母体となり、そこに住む住民自身の力で解決できるようにしていく必要があるため。</p> <p>具体の事業内容 町内点検、アンケート、まち歩きを通じた現状の把握と将来計画づくりに向けた、事例学習会、視察研修、ワークショップを行い、地域の維持・活性化の支援を行う。</p> <p>事業効果 町内会などの地域住民が、現状を見つめながら地域のあるべき将来像を探るとともに、その実現に向けて「住民の力でできること」を話し合い、地域の維持・活性化につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	<p>由利本荘市</p>	<p>(事業効果が将来に及ぶ理由) 町内会などの地域住民が、現状を見つめながら地域のあるべき将来像を探るとともに、その実現に向けて「住民の力でできること」を話し合い、地域の維持・活性化につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
----------------	--	--------------	--